

江海の賊から蘇松の寇へ——ある「嘉靖倭寇前史」によせて——

山崎 岳

はじめに

第一章 『太倉州志』とその背景

(一) 『太倉州志』と『平海事蹟』

(二) 太倉州簡介

第二章 成化以來平海數事

(一) 強賊劉通

(二) 施天泰の亂

(三) 圖山の冤

(四) 董顧の擾亂と俠勇王棟

(五) 秦璠・黃良の亂

(六) 王氏兄弟の反獄

第三章 蘇・松・常・鎮の倭寇

(一) 倭、沿海を掠む

(二) 「沙民」と「倭寇」

おわりに

はじめに

嘉靖倭寇とは、中國沿海部の商人を中心とする海上勢力が、明朝の海禁政策に反發し、日本人やポルトガル人等を巻き込みつつ展開した反政府活動であるという見解は、今日比較的廣く支持されているように思われる。「倭寇」の本質とは、人種・民族の別を問わない、多様な成員よりなる「海賊」であり、「商人」であり、その主要な活動範圍は、浙

江・福建等、明代を通じて「密貿易」の盛んであった沿海地方であったと考えられている。日中關係史や海外貿易史等の文脈においてならば、こうした理解で當面は十分なのかも知れない。「倭寇」問題は、それぞれ完結した一國史的文脈で語られることの多い東アジアの歴史的展開に、文字通り國境を越えたダイナミズムを添える一大トピックである。日本で近年とみに盛んな海域史研究は、第二次大戦期以前の豊富な研究成果を大いに繼承しつつ、こうした海を越えたヒトやモノの動きをより広い世界史的文脈に位置付けようとする試みであると考えてよいだろう。^①

しかし、視界を大きく廣げることで浮かび上がってくるものがある一方で、大きなものばかり追っついては見えないものもある。十人が十人、聲をそろえて暗誦する「大きな物語」だけが歴史ではないし、また、いかなる「重大事件」も個別無数の小さなできごとの連鎖の中に位置附けられてこそ意味をもつ。ましてや「倭寇」のように一元的な性質規定を許さない概念について、單にその經濟發展という側面を謳い上げ、平和で牧歌的な文化交流の個別事例を拾い出すばかりでは、かえってそうした健全この上ない「交流」を逆さに映す鏡像のように、今日的國家觀・民族觀に對する省察を缺いた抗倭愛國論はいつまでたっても平行線上について回るだろう。

一方、中國大陸の學界においては、八〇年代に再燃した資本主義萌芽論争が海外貿易に言及するようになって以來、少なくとも學術的な次元では、「倭寇」について従前の民族戦論とは異なる視點による研究成果が少なからず發表されてきた。それらの研究の基本的な見解を一言で表すならば、「倭寇」とは、封建社會における官僚地主階級の支配機構である明朝國家が海上貿易の獨占的管理を意圖して施行した海禁政策に對し、新興の中小商人階級が貿易の自由を求め、實力に訴えて發動した反海禁闘争だというものである。^②大陸におけるこうした潮流は、日中間の國交正常化を経て、「社會主義市場經濟」を掲げた改革開放の推進という中國社會の大きな轉換の中から生まれてきたものであり、明代中國の商業經濟の發展を資本主義の萌芽に摺り合わせることは、とりもなおさず文革期以前にも盛んに議論された中國社

會の内在的發展という視點を強調することにはほかならなかった。ましてやそれまで學問研究を妨げていた諸々の要因から相對的に自由になった個々の研究者が虚心に歴史資料と向き合った時、嘉靖年間の「倭寇」を單なる日中間の問題と片づけることに違和感を覺えなかつたはずはない。

ただし、こうした見方は「倭寇」の負の側面、すなわちその暴力的掠奪がもたらした國土・民生の荒廢を輕視しすぎるとして、當初から盛んに反對論が唱えられた。そこでは、嘉靖「倭寇」の中核は、戰國の封建領主に後押しされ、中國側の漢奸敗類に手引きされた日本の「浪人」であり、「御倭戰爭」は祖國防衛のための對外戰爭であるという舊來の主張が繰り返された。^③爾來三〇年、大陸學界の研究狀況は刻々と相貌を新たにしており、海防や領海觀念等の問題に關しては長足の進歩を遂げてきている。しかし、こと「倭寇」問題そのものに限って言うなら、議論は如上の正反對の評價の間を行きつ戻りつしながら、そのパターン自体にそれほど大きな變化も發展も見られないように思われる。^④

これに對して臺灣では、その地勢的要因によるものか、大陸に一步先んじて海洋に目を向けた歴史研究が進められ、中國の海上發展を主題とした一連の研究叢書が刊行されてきた。ここでは交易・海防・社會秩序・情報傳播といった様々な角度からのアプローチがなされ、嘉靖倭寇という題材を單なる「外患」か「内憂」かという單元的な本質定義に終わらせることなく、より自由な社會史上のトピックとして捉えようとする動きを認めることができる。^⑤

本稿は、嘉靖倭寇の舞臺となった江南地方に焦點を當て、「倭寇」に先立つて幾度となくうち續いた「民衆反亂」の現場に立ち戻りつつ、そこに通底する系譜關係を問い直すことを試みるものである。その題材として、嘉靖二七年原序の『太倉州志』に附載された『平海事蹟』と題する一連の記事を精讀する。ここで扱われる戦役の一つ一つはどれも一過性の局地的な事件に過ぎないが、そうした小さなできごとをさらに微細に分析していく中で、その背後に廣がる複雑な社會關係が「嘉靖倭寇」と呼ばれる一連の動亂にいかなる前提條件を提供しうるものであったかが、おいおい明らか

にされるであろう。周知のように、「倭寇」はこれまでもたびたび陸地と海洋、國家と社會、中央と地方、官憲と海商などといった對立の枠組みによって説明されてきた。しかし本稿では、そうした概括からは漏れ出てしまいかねない、より具體的な社會關係に焦點を當て、從來の視點とは異なる次元で何らかの社會像を提示することができればと考えている。まずは章を改め、題材となる『太倉州志』及び『平海事蹟』編纂の経緯と明代中期までの同州の概況を略述しておきたい。

第一章 『太倉州志』とその背景

(一) 『太倉州志』と『平海事蹟』

現存する『太倉州志』には諸版あるうち、弘治一三年に桑悦という人物によって編纂されたエディションが、今日我々が目にするのできる最も早いものである。現在一般に閲覽可能な『弘治太倉州志』は、清末宣統元年に太倉の文人繆朝荃らによって復刻された版本で、これと並んで『中吳紀聞』・『玉峯志』・『玉峯續志』・『崑山州志』が合わせて復刊合刻され『彙刻太倉州志五種』に收められている。ただし、『弘治太倉州志』のほかは、いずれも太倉の記事を含む崑山縣の地誌であり、嚴密な意味で太倉の地誌に數えることはできない。太倉という地名そのものは、漢代に遡ると言われるほど古い起源をもつが、弘治州志以前にその名を冠する地誌はわずかに二種が確認できるのみである。⁶⁾

明代の太倉州は、崑山・常熟・嘉定三縣の交界に位置し、當時全國的な文化及び經濟の中心であった蘇州府の管下に屬した。ただし、明初の時點で同地は太倉・鎮海の二衛に分轄される軍管區であり、初めて州制が布かれたのは、明代も半ばの弘治年間に至つてのことである。⁸⁾ 初代知州李端の依囑を承けた桑悦の州志編纂には、州制施行を記念し、獨立

した一州としての歩みを固める意味もあったのであろう。

本稿が主に扱う『嘉靖太倉州志』は、現在目にすることができる『太倉州志』のうち二番目に古く、嘉靖二七年に當時の知州周士佐の依嘱を承けた張寅という地元の文人によって編纂されたものである。張寅自身、翰林院に任官した経歴もある英才であったが、実際の執筆にあたっては同郷の陸之箕・之裘兄弟の多大な貢献があった。『嘉靖太倉州志』のうち今日一般の目に觸れうるのは、崇禎二年に知州劉彥心によって重刻された版本である^⑨。また、これとは別に、崇禎一五年に張采という人物によって新たに編纂された『崇禎太倉州志』が存在するが、これも知州朱士華によって康熙一七年に重刻された版本のみが傳世する^⑩。ただし、兩志ともその初版から重刻年次にわたる期間の關連情報は記載しておらず、内容的には原序執筆時點で完結したものである。刊刻年次も書誌情報として落とすことはできないが、記載内容に準據するならば原序が著された初版年次を無視すべきではない。本来、『崇禎重刻嘉靖太倉州志』・『康熙重刻崇禎太倉州志』と呼び分けることが理想的だが、本稿ではあえて冗長を避け、前者を『嘉靖太倉州志』、後者を『崇禎太倉州志』と稱して區別することとした。また行論中、斷りなく『太倉州志』と記す場合は、基本的に嘉靖版を指すものとする。

本稿の主要な検討対象である『平海事蹟』は、『嘉靖太倉州志』卷三「兵防」に附載され、元末から嘉靖年間まで、太倉周邊で發生した局地的な動亂を年代順に記録するものである。その記述は、この時期の江南の地方志に類例のない克明なもので、嘉靖倭寇に先立つ江南沿海部の社會狀況を知る手がかりとして特筆に値する。冒頭には、太倉出身の陸之裘という人物による簡潔な序文を掲げ、内容はさらに方國珍の亂の顛末を記した「元至正開平海一事」と「國朝成化以來平海數事」と題する二部に分かれたれる^⑪。本稿が主要な検討対象とする「國朝成化以來平海數事」の記事は弘治州志にも掲載されており、現在確認できる範囲内では嘉靖版が初出である。題目に見るように、これは成化年間から嘉靖

中葉に至る期間に太倉周邊を騒がせた盜賊たちの活動とその討伐のいきさつを年代順に記述したもので、六篇のそれぞれ獨立した記事より成っている。一連の記事はその後の『太倉州志』諸版、及び康熙版以後の『蘇州府志』等に相當の改訂を経ながら轉載されるが、いずれも標題と陸之裘の序文は削除され、體裁も編年式に改まっている。管見の限り、標題及び序文は嘉靖版に見えるのみで、おそらくこれが嘉靖州志編纂時點での原型に近い姿であろう。一連の海戰記録を整理編纂し、『平海事蹟』という名の獨立した小篇に仕立てたのは陸之裘だが、本文は彼一人の手になるものではなく、少なくともその前半部分は彼以前に著された史書を抄寫したものである。弘治州志から嘉靖州志までの間を埋めるその他の地誌が傳わらない以上、さらに立ち入ってそれぞれの記事の記述者を特定することは、目下のところ諦めねばならない。

陸之裘は地元太倉の出身で、婁東三鳳と謳われた名士陸容の孫にあたる。若い頃から文才を誇り、經世濟民を志して一書生の身分に甘んじない人物だったと傳えられる¹²⁾。かねがね宋儒張載に心酔し、若き日の張載が仲間を募って西夏の覆滅を企て、二一歳で意見書を持って范仲淹に面會を求めた故事を賞賛していたという¹³⁾。ちなみに張載はこの時范仲淹に諭されて『中庸』を讀むように勧められ、それからは讀書に勵むようになったというが、陸之裘自身は日頃から舉業には身を入れず、ついに進士に及第することもなく一生を終えた。その一方で彼は、天下の形勢を論じては官府の政策を揶揄し、文を談じては同時代に名聲のあつた文人たちを齒牙にもかけぬ風を装うなど、周圍からはうぬぼれの強い人物と見られていたようである。ちなみに、各種の傳記によれば、弘治州志の編者桑悅にもこれと同様の人間類型を見出すことができる¹⁴⁾。彼らとて政界での榮達を望まなかったわけではないだろうが、それよりもむしろ當時の文化的首府に身を置く一私人としての立場から、個人的な興趣の赴くままにものを言い、終生一介の書生として身を處したという點で、ある意味明代蘇州士大夫の一典型を體現していたと言つてよいだろう。

(二) 太倉州簡介

嘉靖年間の上奏文や後世の地方志には、明代中葉以降の東南沿海部では、とりたてて大規模な戦役もなく、人々は平和に慣れきってしまったため、「倭寇」の跳梁を前にしてなすすべを知らなかったという記述が散見される。實際、明朝建國後嘉靖年間に至るまで、江南デルタの中樞部において、實録や地方志に記録されるような大規模な動亂を確認することはできない。かたや、その江南デルタの邊緣にあたる、長江と錢塘江が東シナ海に注ぐ汽水域は、軍盜入り亂れて良賊分ちがたく、私鹽の賣人が大手を振ってまかり通る、およそ平穩とは程遠い喧騒の巷であった。デルタの外周を圍むこのアナキーな空間は、歷代中國の文人文化を育んだ大小市鎮の存在を考える上でも、明代中期の社會構造の實相を見究める上でも、決して忘れてはならない江南地方のもう一つの顔なのである。

太倉が一躍發展を遂げたのは元代になってのことだが、それを支えたのは前代に引き續いて蓄積されつつあった民間の活力であった。至元二〇年に海道運糧萬戶府が設置されると、太倉は江南と大都を結ぶ海運の一大起點となる¹⁵⁾。モンゴル帝國の支配の下、海運萬戶として海上における稅糧運輸の制度的な確立に主要な貢獻を果たしたのは、「鹽賊」から江南の一大財閥と成り上がった朱清・張瑄であった。彼らの失脚後も太倉の繁榮が翳りを見せることはなく、延祐元年以降元末に至るまで崑山州の州治が置かれ、州城南邊の婁江沿いに設けられた埠頭は海外諸國の商船も發着する國際貿易港として六國碼頭の異名を誇った。至正一七七年に張士誠政權の下で州治は再び崑山縣に遷されるが、さらにその十年後、明太祖朱元璋の勢力下に入った吳元年には、州治の跡地に太倉衛が建てられる。同時に、嘉定縣に接した管下の黃渡浦に新たに市舶司が設置され、これが當初海外向け貿易港としての機能を引き繼ぐことになる。

しかし、太倉の經濟發展は、明初に至って大幅な縮小をみる。黃渡市舶司は早くも洪武三年には廢止され、時を追って軍戸を含めた民間の海上活動に對する締めつけが大幅に強化されてゆく¹⁶⁾。洪武一二年には元代の市舶司衙門の跡地に

鎮海衛が分立され、それまで太倉衛の管理下にあった人々は二衛に分轄されることとなった¹⁷。明初の經濟政策は、里甲制に基盤をおいた農村の復興を最優先課題としており、それまで海上交通の要地として繁榮してきた太倉の經濟活動は、洪武年間を通じて強化された鎖國體制の下で潰滅的な打撃を蒙る。永樂・宣德兩朝にわたる宦官鄭和の海外遠征期には、太倉も一時國際貿易港としての面目を回復し、劉家港はその船團の發着基地として重要な役割を果たすことになるが、やがてこうした國家主導の事業投資が縮小されるのにもなつて、太倉と海外諸國とのつながりは再び文獻資料には見出せなくなる¹⁸。

太倉における州治の設立は、まず成化一五年に應天巡撫王恕によつて建議される¹⁹。さらに弘治一〇年になつて、當時浙江參政であつた陸容が改めてこれを提起し、巡撫朱瑄及び巡按御史劉廷瓚の上奏によつて州制はようやく實現の運びとなつた。朱瑄は立州の必要性を説いて六箇條の事由を列擧している。第一に、太倉の地は崑山・常熟・嘉定の三縣に分轄され、縣署からやや遠いという難があつた。第二に、太倉・鎮海二衛の軍糧は、當時それら隣接諸縣を通じて支給されていたため、城内に立て籠もる場合などに糧食を調達することが困難であつた。第三に、當時城郭内では軍戸と民戸が雜居状態にあつたが、民戸の訴えを適正に處理する機關が存在せず、裁判ともなればしばしば長期間の拘留を強いられたため、民戸にとつて大きな負擔となつていたことが指摘される。第四に、衛城附近の住民が城内で商賣をしようとする物資を持ち込むと、ゴロツキ（光棍）に安値で買いたたかれるか、因縁をつけられては荷を奪われるので、みな他所の市場まで出向かなければならず、不便を強いられるという。第五に、當時蘇州府の管轄下にあつた崇明縣は府城よりもむしろ太倉の近傍に位置し、その守禦千戸所も鎮海衛の管轄に屬するため、州を立てて崇明縣を直接管轄すべきことが提案される。第六に、當地の軍戸には衛學を通じて歲貢の道が開かれていたが、民戸の生員には手當（糧廩）の支給すら行われておらず、著しく公平を缺く状態であつたという。以上六箇條が正當な事由と判斷されることで、州治

の設立は皇帝の裁可を得たのであった。

しかし、嘉靖初年に至って、常熟の太僕寺丞姚奎・崑山の進士屈儒・祁州知州でやはり崑山出身の張安甫らによって、州治撤去の請願が上奏される。さらに崑山出身の春坊庶子方鵬は、時の巡撫と巡按御史にあてて州制の害を九箇條にわたって列挙し、反対を表明した。これを巡撫李充嗣が勘案したところ、蘇州知府胡讚宗・同知郭田・太倉知州劉世龍らが、州學の生員王梁らの議に據ってこれを論駁した。結局、後任の巡撫吳廷舉・巡按御史朱寔昌らの上奏によって州制は維持されることになったという。劉世龍は、州制廢止論が太倉州に沃土を割かれた崑山縣の住民と衛所管下で徭役を免れてきた軍豪による手前勝手な言い分であるとして、先の六箇條に對する反論に逐一再反論を行っており、後に崑山縣出身の給事中朱隆禧が再び州治の廢止を建議した際にも、皇帝によってその必要なしとの結論が下されることになる。『太倉州志』は、州治の建置と廢止にまつわるこうした経緯を紹介し、以下のように結んでいる。

廢止の便を唱えるものは、おおよそ官が多ければ民は擾され、税が分散されれば民は貧窮し、差役が繁雜になれば民は困苦すると主張する。廢止の不便を唱える者は以下のように言う。太倉の住民は海を生活の場とし、鹽盜も出沒する上、軍戸と民戸が雜居しており、一概に管理することは難しい。ましてこれを軍事上の要害とすることは至難である。宋・元から今に至るまで、倭虜・台寇・沙醜が亂をなして、聖慮を惱まし廟議を煩わせ、京倉を發して官軍を遣わすことたびたびに及んでいる。これは太倉が東南の要地で〔赤字〕だからであり、州治を修築してもまだ足りないくらいであるのに、これを荒れるままに放置しておいてよいはずがない、と。ことは州治の重要事に関わるので、その概略をここに記す。²⁰⁾

新たに州衙門が立てられれば、その施政を支えるため住民の負擔が増えることについては、州制への反対事由として容易に理解できる。にもかかわらず太倉州の「獨立」が維持された背景には、州制の施行によって軍戸の横暴が抑制さ

れることを期待する民戸側からの強い要求があったことが窺われる。もともと衛所管區であった太倉の地には、當時多數の民戸が雜居していたが、彼らは軍戸との間にもめ事があった際には、暴力沙汰でもかなわなければかりか、訴訟においてすら相當に不利な立場を強いられていたという。民戸は生産に専心し軍衛はその保護にあたるなどといった國制上の原理原則は、現實社會においてそうそう機能的にはたらくものではなかった。當時、軍戸の生活基盤であるはずの軍屯の運営は各地で事實上破綻しており、とりわけ軍役にもつかず従って糧餉の支給も受けない軍戸の餘丁は、民戸にとって郷里の防衛どころか生産活動の阻害要因にほかならなくなっていた。⁽²¹⁾

また、當該地域の治安秩序は、國防上の問題にも關わることであった。先進的な農業地帯であり王朝國家の穀倉でもあった江南デルタの一隅を占める太倉州は、元末までは渤海灣岸や長江流域から東南沿海部へと廣がる物資流通の樞要であった。しかし、表立って海上經濟を論じうる状況になかった明代前期の中央朝廷においては、こうした太倉の地政上の重要性は、もっぱら軍事的な側面から強調されることになる。前掲の州志按語に倭虜・台寇・沙醜と列記されるのは、文字の上では日本の海賊・浙江の漁民・崇明の鹽徒などを指すものだが、沿海社會に對するこれらの脅威は、同時にそれぞれ明朝建國期の「倭寇」・方國珍・張士誠などの記憶を象徴するものでもあった。太倉の防衛は、一地方の治安秩序といった問題にとどまらず、むしろ王朝國家の安全保障に關わりかねない重大事項として議論されることもまたありえたのであろう。『太倉州志』ではその地勢を「東吳の藩屏」と稱し、陸之裘も『平海事蹟』の序を以下の書き出しで飾っている。

沿海地方は盜難が多いので、海上の治安（平海）は大きな問題である。太倉は東邊が海に面しており、海賊が婁江から侵入すれば、まず太倉が被害に遭う。また、官府が出兵を議すれば、必ず太倉で兵を集める。海上の戰績を語るならば、太倉について記さないわけにはいかないのである。⁽²²⁾

太倉の地理的條件と弘治年間當時の世情とを鑑みて、國初以來の衛所軍官の專制支配に現地の行政一般を委ねておくことは、州衛軍民の「衆論之公」に反し、地政的見地からむしろ甚だ危険であった。こうした狀況認識は、衛所制度の實態を十分に了解していただであろう中央當局もまた共有し得るものであったと思われる。明朝國家も、たとえそれが沿海地方における體制秩序の安定を確保する一方便にはかならなかつたとしても、太倉の現地世論に對する配慮を缺くことはできなかつた。そして、こうしたことが太倉における州治の主要な設立事由となつたことは、その後の太倉州の歩みを考える上でも象徴的な事實となるであろう。

第二章 成化以來平海數事

(一) 強賊劉通

さて、『平海事蹟』の主要部分をなす「國朝成化以來平海數事」が開頭に掲げるのは、劉通という人物の逮捕劇である。この騒動は、その篇名からも知られるように成化末年に發生し、『明實錄』にも關連記事が記載されていることから、當時の江南士大夫にとって決して小さな事件ではなかつたものと思われる。まずは『平海事蹟』本文に忠實を期しつつ、その顛末を以下に譯出してみよう。

鎮海衛の軍卒劉通は、若年時には衙役に服する官奴であつた。長じては、丈高く武勇に優れ、矢石飛び交う修羅場をも恐れなかつた。彼は、六艘の船を率い、江海を股にかけて私鹽を商つていた。當時、物盜りや私鹽の密賣人は、こぞつてその名を借用し、「我らは劉長官の船だぞ」と稱したので、劉通の名は日に日に廣まつた。ある日、劉通は河岸で二人の商人が泣いているのに出會つた。理由を尋ねると、彼らは、積荷をすべて劉通に奪われて途方にく

れているのだという。劉通は、「おれがその劉通だ」と明かすと、盗人の行方を尋ねてすぐさま追跡に向かった。彼は盜賊に追いつき、怒鳴りつけて船を止めると、全員縛り上げて水中に沈めたが、積荷は全て持ち主に返した。しかし、彼自身は結局罪業から足を洗うことはできなかった。成化一七年、操江御史の白昂は、南京の京軍を發動することを建議した。兵部尙書の陳鉞が職方郎中の陸容に諮問したところ、陸容は答えた。「通は水上の盜賊に過ぎない。どうして京軍を投入する必要などあるだろう。無理に京軍に頼れば、至るところで苛斂誅求がはびこり、現地の住民は負擔に堪えられないだろう。私の計略によれば、衛官一人でも治めることができる。」白昂は建議が容れられなかったので、巡撫や巡按等呼び集め、遠近の軍船に檄を下して太倉に集結させた。劉通が擁する六隻の船は、官軍が兵を發するとすぐに帆を揚げて逃亡するが、追跡をやめればそこに止まるといつたありさまで、手を出し方がなかった。諸官はこぞって赦免狀（宥贖）を發し、指揮使武政を遣わして歸順を勧めることになった。武政は劉通が母親や友人を大切にしていることを知っていたため、一艘の船にその母と友人を乗せ、海上で劉通を呼び寄せて歸順を促すと、劉通は泣いて降伏を誓った。白昂は報を受け、學宮で劉通に面會し、その場は一黨ともども歸すことにした。しかし、しばらくして劉通が府城に赴いた際に、彼を拘束して京師に送致した。劉通は後悔したが時すでに遅く、誅戮に服した。しかし、その他の人々は全て不問に附された。⁽²³⁾

ここに描かれる劉通という男は、讀者にとって必ずしも極悪人という印象を與えるものではない。むしろ強調されるのはその威名を假りた盜賊たちの悪行である。彼の報復は手荒で殘酷だが、これとて物盜り目的の行爲ではなく、弱きを助け自己の汚名をそそぐための義行と見ることもできる。彼が官府に對して雪がねばならなかった罪とは何なのかも明示されていないし、母親を人質にとつて歸順を迫る武政と、助命を約束しながら結局は處刑してしまう白昂のやり方は、この記事の讀者の目には、當の劉通自身よりもかえつて陰險に映る。

もちろんこうした一片の記事に對する印象論で事情を割り切ってしまうわけにはいかない。本文では、劉通の無實があからさまに主張されているわけでもないし、そこに白昂や武政の計略を非難する語氣を讀み取ることとできない。明代地方志の兵防・軍衛・雜記といった項目には、しばしば地方官の軍功を顯彰する記事が見られるが、そこで討伐を受けた盜賊の側の冤が唱えられることなど一般的にはありえないことである。明朝の政治論理の上では、劉通はあくまでも根っからの「盜賊」として處刑されたものである以上、そもそもその筋として王朝側からの視點を押しさえておく必要があるだろう。『憲宗實錄』成化一七年九月丁酉の條は、事件を以下のように記録している。

強賊劉通ら六人を市に誅す。通はもともと直隸鎮海衛の軍戸で、成化一五年に罪を犯して逃亡した。衆を集め、民船を奪つて江湖を往來し、私鹽を鬻ぎつつ盜賊行爲をはたらき、掠奪・殺人に携わつた。南京僉都御史白昂が巡江の命を奉じて追捕したが、久しく捕まらなかつたので、人をやっておびき寄せた。劉通らもまた飢えに苦しんでおり、遂にその一黨とともに自ら繩縛して白昂に下つた。武器一〇六〇件を押收し、劉通ら二一人を京師に送致した。法司は劉通を凌遲致死、その他をみな斬に擬したが、以下のような聖旨が下された。「通らが徒黨を組んで強盜殺人に及び、官軍に逆らつた罪は、律に従つて處罰すべきである。しかし、進退窮まつて投降してきた以上は、罰則を輕減せよ。通は斬首とすること、これについてはもはや議論の餘地はない。首謀者五人は絞首とする。その他は獄に繋ぎ、それぞれ罪の輕重に應じて處罰せよ。」²⁴

ここに見える劉通は、中國史上に現れるその他のあまたの盜賊と同様に、個性を抹消され、刑場の土を汚すことを運命づけられた一介の罪人に過ぎない。記述の關心はもっぱら逮捕と審理のプロセスに向けられており、當の罪人が何者であつたかについては、その罪状以外にほとんど文面に現れることはない。實錄という文獻の性質上、事件は事柄そのものよりも、王朝國家というシステムの内部における處理案件という形で記録される。「盜賊」とは、案件上の重要な

一構成要素であり、その記載価値はそれ以上でもそれ以下でもないのである。

また、同じく嘉靖年間刊行の『常熟縣志』にも、この事件についての記述がある。

成化年間に吳淞の人劉通が私鹽を商つて海上に往來した。やがてその手下は數百人に上るに至り、長江沿いで掠奪を行つたので、住民は難儀を極めた。一黨はさらに雙鳳に侵入して良家の子女を拉致してまわつたが、官府が招撫を試みても歸順させることはできなかった。その手下はみな水上の技術に長けており、官軍では相手にならなかつたので、勢いはますます盛んになつた。時に、都御史の白昂が操江の命を奉じて自ら海上に赴き、鎮海衛指揮使の武という者に劉通を誘い出させた。劉通が投降してくるとこれを逮捕して處刑したが、その一黨の多くは逃亡した²⁵。

ここでは、劉通の罪状とその逮捕の経緯がごく平明に敘述され、いかにも地方志の兵亂記事に似つかわしい。一切の悪事は、劉通の名の下に行われる限りは彼自身の責任に歸せられ、それ以上の洞察は何も見られない。こうした事務的な敘述とはまた一風變つた例として、正徳『金山衛志』には以下のような記事が見える。

成化一八年、鹽徒劉通が四方のおたずね者を集め、江海に出沒して強盜をはたらいており、人々は惱まされていた。當局は巡江都御史白昂と總督備倭郭鉉に命じ、對策を講じて逮捕することとなつたが、劉通は海上に逃げ、賊の一黨はますます増加した。白昂は掲示を出して招撫することとしたが、劉通は疑つて投降しなかつた。郭鉉は官軍の船隊を率いて洋上に追跡した。賊はこれを遠望して驚き、小舟で太倉に潛入して命に従つた。劉通の母が問い詰めて言った。「なんで長いこと降参してこなかつたんだ！お前のせいで私は牢屋でひどい思いをしたよ！」劉通は言つた。「今、海上では官軍の戦艦ばかりがウロウロしている。手下はみんなビビッちまって防ぎようがない。こうして降参するのも不本意なのだが……。」しかし、郭鉉の兵は千人、船は五・六隻ばかりであつた²⁶。

この記事では、『實錄』の敘述よりも一層作爲をともなつて勸善懲惡が強調され、劉通はある種ステレオタイプな悪

黨として描かれる。その母親とのやりとりは、彼が實母の身を案じて本心から歸順したのではなく、なりゆき上降伏を装っているだけであったことを暗示するための演出に過ぎず、盜賊には官府への誠意も、肉親を思いやる人情すらも與えまいとする記述者の意圖が見え透いているようである。『平海事蹟』が劉通投降の手柄を衛指揮使武政の計略に歸するのに對し、『金山衛志』では備倭都御史郭鉉の兵力に恃まぬ不可思議な武徳が強調されている。

以上、數種の記述を見てきた上でもう一度『平海事蹟』に立ち戻った時、その間の溫度差から、いったい何が見えてくるだろうか。繰り返すようだが、『平海事蹟』は劉通の冤を稱えるものではないし、官府のやり方を正面から批判するような言辭が見えるわけでもない。これがもし單に劉通の逮捕という事實經過のみを簡潔平明に述べることだけを意圖するものだとするならば、その行間筆致に記述者個人の立場や見解を強いて讀み取る必要はないだろう。劉通の一黨が當地において犯罪集團と見られていたのは確かであり、それを否定するだけの根據が何もない以上、彼はそもそも處刑されて然るべき人物であったと考えられても仕方ないのかも知れない。

ただし、世に惡名高い「盜賊」といえども、「反亂」に及ぶまでにはそれなりのいきさつがあることを、明代の士大夫たちは當然意識していた。官府の假借なき彈壓によつて、本來政治的野心とは縁のない人々が「反亂」へと追い込まれてゆくという逆説がありうることを、同時代の錯綜する現地情報の中で、心ある人々は十分承知していたであろう。實録をはじめとするその他の記録が、劉通を「賊」と割り切つて終始形式的な勸善懲惡に徹するのと比較して、少なくとも『平海事蹟』の記述だけは、「盜賊」劉通がもつ人間的な側面にささやかな光をあてている。劉通と彼に最も近い五名は處刑されたが、それ以外の人々はいずれも無罪放免となった。劉通の威名をかたつて強盜をはたらく者が他にもいたとしても、彼らは罰せられることもなく、依然として江海の間を横行するであろう。いったい何故劉通一黨だけが、そうした身に覺えのない惡事までをもその身に歸せられ、「盜賊」の罪名の下に處刑されなければならなかったの

か。官府が招撫の原則を踏み外してまで投降した劉通を誅殺したことは、果たして太倉の安全保障のために必要な措置だったのか。そしてそれは長い目で見て本當に效を奏したのか。『平海事蹟』の敘述からは、官府の一方的な社會淨化の論理に對して、もはや答えを出すよしもないこうした問いかけを讀み取ることができるのかも知れない。そこには表立った形ではないものの、「裁く者」と「裁かれる者」の間で自明視されてしまっている勸善懲惡の論理から一步退き、ある種斜に構えながらそれを達觀しようとする視線があるように思われる。『平海事蹟』がもたらすこうした印象は、これに續くいくつかの事件の敘述からも裏付けられるだろう。

(二) 施天泰の亂

地方志の記事には、時に現地でのみ語り繼がれ中央には届けられない貴重な情報を含む場合がある。我々はこうした記事を実録などと讀み比べることによって、一つ一つの事件の筋道をより立體的に捕捉し、吟味し、そして考えることが可能となる。これから検討する施天泰の亂は、事件の主犯が最終的に當局の情狀酌量によって死罪を免れた事例だが、『明實錄』と『平海事蹟』の間には、記述者の關心のズレと言ふべきものが如實に看取できる。まずは實録の記事を掲げて事件の經緯を概觀しておこう。

はじめ、直隸蘇州府崇明縣の人施天泰は、その兄天佩とともに鹽を密賣して江海を往來し、機を窺つては掠奪を行つていた。その仇敵であつた董企という者が、知縣の劉才に告發し、捕縛することを願ひ出た。才は衆を率いて追討に向かつたが、天佩らがこれを迎え撃つたため、その船團は潰滅し、才は命からがら敗走した。彼らに敵對していた十餘家は全て焼き拂われた。しばらくして、巡捕監察御史が天佩を招撫したところ、天佩は降伏して獄中で死んだが、天泰らは依然として掠奪を行つていた。折しも官軍が上海で盜賊を追討することになつたので、再び天泰

を派遣し、戦功があったので賞與を給した。ほどなくして、董企が一家を擧げて八百餘人を率い、海を渡って天泰らを襲った。天泰は反撃し、董氏の一黨は大敗して死者多数を出した。後に太倉州は董企を捕らえて獄に繋いだ。天泰については爲す術がなかった。巡撫都御史魏紳・巡江都御史陳璠らは、兵を出して逮捕に向かったが、天泰はまたもや太倉城下に至って官の雇った兵船を焼き、勢いはこの上なく盛んであった。紳らがしかたなく使いを出して招撫すると、天泰はすぐに降伏した。⁽²⁷⁾

實録の記述では、事件の概要がよくまとめられ、またその背景の一端も十分に窺うことができる。まず、シテの施天泰ら兄弟は江海を往来する盜賊として現れ、ワキの董企が「其仇」として登場する。董企は、崇明知縣に訴えて施氏兄弟の追討を建議し、自らその任務を買って出る。一方、『平海事蹟』は董企を董企けんとし、この事件の背景について以下のような事情を傳えている。

崇明縣の施天泰・天常ら兄弟四人は、縣の半洋沙に住んでいた。同縣の董企は豊かで古くからの住人だったので、天泰らは江海で鹽を賣って歸ると、必ず董企に上前を納めることになっていた。しかし、やがて彼らは董企を輕んじ、上納をおろそかにするようになった。董企は、弘治一七年の春、ひそかに蘇州府に赴き、知府林世遠に會つて言った。「天泰らが盜賊行爲をはたらいており、早めに片附けないと後々厄介なことになるでしょう。願わくば、私めがこの身をもって追討の責務に任せられたく、ただその令狀（公文）を申し受けることさえできればと存じます。」世遠は反亂を煽ること（激變）を恐れて許さなかったが、董企は、施氏兄弟の平定などたやすいことだと強辯した。しかし、董企の策謀は發覺し、その狙いは失敗に終わった。⁽²⁸⁾

この部分の經緯の大筋は實録の記事と矛盾しないが、注意を拂うべきはむしろその敘述の細部である。『平海事蹟』には、施氏兄弟がはじめから盜賊であったとは書かれておらず、實録では「其の仇」に過ぎなかった董氏と施氏との關

係については、よりリアルな現地情報が提供されている。董企一家はもとと施氏兄弟から商賣の上前をはねて懐を肥やしており、また彼らが離反すれば自ら實力行使に及ぶだけの物理的強制力を保持していた。同時に彼は、蘇州知府にまで自ら働きかけて施氏追討を志願するだけの社会的背景を備えていたことから、恐らくはその地元である崇明縣において「耆民」や「豪戸」と呼ばれるような實力者だったのであろう。彼が蘇州知府林世遠に對して「公文」を要求したのは、その實力行使を官府の公許の下に正當化するためには缺かせない手續きであった。「平海事蹟」は、林世遠の判断によつて董企の意向が阻止されたかのように述べるのみだが、『明實錄』は、反亂のきっかけについて崇明知縣劉才による作戦の失敗と董企の一族郎黨を擧げた襲撃事件についても言及し、事件の経緯をより詳細に傳えている。相互に補い合うこれら兩書の記述に共通するのは、この時の官軍による盜賊追討という大義の底流に、董氏と施氏との怨讐による私的な抗争が伏在していたという事實である。施天泰は一二隻の軍艦を率いて太倉・鎮海兩衛の官軍を脅かすが、降伏勧告を受けると敏速にこれに應じ、結果、官軍にたてついた「盜賊」の首魁でありながら死罪を免れるという特例的措施を受けている。實錄によれば、この時罪狀を勘案した應天巡撫魏紳らは、以下のように上奏している。

天泰は、法理上は斬刑に處すべきです。しかしそもそもその始まりは、董企の謀略に陥れたために、これと敵對して人を殺めるはめになったものです。その事情には已むを得ないものがある上、今は過ちを悔やんで降伏して來ております。本人はかねがね官軍に従つて他の盜賊の逮捕にも協力しており、ひたすら要害にたてこもつて反抗を續ける者と同様に見なすべきではありません。よろしく御裁定を賜りますよう。⁽²⁹⁾

對する聖旨は、施天泰一家を貴州都勻衛に發して永遠充軍に處し、その從犯および董氏一黨は民戸として遠方に遷すというものであった。また、當初董企にそそのかされ、施天泰の逮捕を謀つて失敗したとされる崇明知縣劉才は、徒刑を贖つて復職することを許された。實錄には、劉才の敗退後に上海で起こった別件の盜賊騒ぎに施天泰が協力して官府か

ら褒賞を受けたことが記されている。董企が彼を襲ったのはその後のことで、官府と施氏・董氏が三つ巴となった虚々實々の裏事情を窺わせる。董企は討ち入り失敗の後投獄されたとされるが、『崇禎太倉州志』は、彼は事情が発覺して殺害された（事洩被害）と付け加えている。いずれにせよ、明朝の公式見解としては、董企もしくは董企一派は、今次の變事を招き官軍に多大な犠牲を負わせた元凶として施氏側の從犯と同等に處分し、施天泰は董企によって陥れられた情狀を酌量し死罪を免ずるというものであった。

施天泰個人の處分は以上の経緯で片が付いたが、反亂自體は彼一人が降伏に及んだところで、そうそう簡単に治まるものではなかった。一度燃え上がった反亂の火種は、その主を換えながら依然として燃え續けた。『平海事蹟』によれば施天泰は四人兄弟であったとされる。『明實錄』によれば、彼の兄は天佩といい、天泰の降伏に先立って巡捕監察御史の招撫に従った結果獄死する運命をたどった。⁽³⁰⁾ 實錄には、やはりその兄弟とおぼしき天傑・天常の他に、施安・沈岳・鈕東山・鈕西山・蔡廷茂等といった「賊黨」が名を列ねている。天傑と天常は、天泰の歸順後もその一黨千人餘りとともに官府に抵抗するが、まず天常が艾璞らの降伏勸告を受け容れ、さらに天常のとりなしに従って天傑と鈕西山ら總勢三六八人が投降した。⁽³¹⁾ 正徳元年九月には、巡撫艾璞が天常ら九六人を死罪に擬して裁可され、⁽³²⁾ 正徳二年正月には、同じく艾璞が蔡廷茂ら六四人の罪狀を奏上し、蔡らには斬刑の判決が下されている。⁽³³⁾ 九月には施安らの逮捕が傳えられ、施安を筆頭とする二六一人、及び彼らを匿い財物の取り分に與かったとされる陳宗海ら二人が斬、幼少の張進保ら一三人および曲藝師（伎藝）の黄永吉ら一二人は死罪を免れて、それぞれ南舟衛と靖州衛に充軍の判決を受けたことが記録されている。⁽³⁴⁾ ちなみに、施氏と鈕氏は、史料によっては「施鈕二姓讐殺」などと記されることから、⁽³⁵⁾ 彼らの活動は一枚岩の反亂というより、相互に暴力の應酬を繰り返す内ゲバの様相を呈するものであったと想像される。

朝廷に施天泰の反亂が報告されるのは弘治一七年八月のことだが、⁽³⁶⁾ その殘黨に數えられた施安に判決が下されるまで、

少なくとも三年の間、一連の動亂は中央當局にとつても懸案事項となつていた。實録はこの反亂が長期にわたつた理由として、施天泰への處罰を充軍に止めたことで主犯すらも死罪を免れる前例を作つてしまい、盜賊をますます増長させることになつたのだと批判し、また『嘉靖常熟縣志』等の地方志も同様の見解を示している。²⁷⁾ 蔡廷茂や施安らに對する判決が比較的厳しいものとなつたのも、こうした發想に基づく處置であろう。しかし一方で、投降者に嚴罰を課すことは、民間における官府の信用を損ない、爾後の招撫政策の效用を減殺させることになる。「反亂」に關わる司法行政は、時として高度な政治的判斷が要求されており、官府の主宰する法秩序は、形式上の合法性と行政上の功利とを兩にらみしながら、時と場合に應じてこれを使い分けねばならなかつたのである。

『平海事蹟』によれば、最終的な事變鎮定に際して、崇明の住民には男女を問わず兵士の掠奪を恐れて首を縊るものが續出したという。一連の反亂の舞臺となつた崇明縣は、長江河口部の砂州上に位置し、鹽賊の巢窟として惡名高い土地で、その住民は内地の住民から「沙民」と呼ばれ、一般民戸とは異質な人々であると見られていたようである。彼らの崇明の人々に對する偏見は、たびたび大規模な虐殺事件を引き起こした。これを偏見と呼ぶのが一面的に過ぎるとしたら、「沙民」という範疇にくくられる漁業や水運を生業とする人々と、それ以外の内地住民との間で社會的通念として慣習化された不信感と言ひ換えてもよい。こうした不信感に基づく相互の蔑視・憎惡・怨恨等の感情は、現實の接觸の中で時に緩和されることはあつても、究極的には「沙民」が「沙民」の名で呼ばれ、内地の住民とは相容れない存在として異人視されている限りは消えてなくなるものではない。内地の住民による「沙民」の觀念上の位置づけについて、『平海事蹟』の序文には以下のように述べられている。

太倉の屬縣に崇明がある。崇明の諸沙は盜賊のすみかだといわれている。しかし、盜賊の親玉は、必ずしもすべてが諸沙から出ているわけではなく、江海の流賊がみな詐つて沙民を自稱しているだけのことである。ゆえに、古今

に名高い盜賊については、それぞれその出身地を明記すべきで、沙民ばかりにその悪行が歸せられてはならない。⁽³⁸⁾陸之裘の沙民擁護の姿勢は、『平海事蹟』の敘述全般に通底するものである。『明實錄』もこの時の動亂の經過を數年にわたって詳細に追っているが、それはあくまで簡潔平明な年代記風の敘述であつて、城下に迫る官軍におびえ、恐慌と凌辱の果てに自ら命を絶つてゆく現地住民の姿はどうも見てこない。施天泰の亂を締め括る慘劇は「搜沙の役」と呼ばれ、戰勝が奏上されると諸官將士はそれぞれ褒賞にあずかつたというが、それはいわば三沙住民の犠牲の上に成り立つた軍功であつた。『平海事蹟』の記述者は彼ら官軍將士の華々しい戰績を顯彰すべくこれを記したのだろうか。それとも官府が稱揚するところの聖戰の犠牲となつてゆく人々を悼み、官軍の醜態をほのめかす意圖からこれを書きとめたのだろうか。『平海事蹟』をさらに読み進めることで、それは自ずと明らかになるだろう。

(三) 圖山の冤

官府による盜賊の追討に際して、土豪や無賴の輩がその役目を買つて出ること、前述した董叻の事例に留まるものではない。太倉州治設立時の事情からも窺われるように、軍衛の吏卒からしてすでに、一般の民戸から見ればゴロツキ同然の存在である。ましてや報酬目的で募兵に應じ軍功を漁るいわゆる「烏合の衆」は、軍籍にない分なおさら規律とは無縁の人々であつた。「好鐵不當釘、好人不當兵」という俗諺を眞に受けるわけではないが、この種の軍隊の治安活動によつて、結果的に無辜の住民に對する冤枉や無差別の虐殺が発生するのは避けがたいことであつた。以下にその一事例を見ることが出来る。

鎮江の圖山等において董效・董政・施道士・袁塗らが徒黨を集めて強盜をはたらいていた。嘉靖三年の正月には、鎮江衛指揮と千戸が殺害され、兵壯にも多數の死者を出すほどであつた。これを重く見た操江都御史伍文定らが各官に檄

を飛ばし、太倉知州劉世龍が民兵を募り、州同知を圖山一帯に向かわせた。その結果、二月七日に施道士ら二人を殺害、續いて董效ら一〇〇人が逮捕され、一六日には俘囚が州城に連行されることになった。しかし、その前日一五日の夜半、子の刻ばかりのこと、州城では地震が起こって大地が鳴動した。これを天啓と見た州人の陸之裘は、賊の逮捕に向かったのは沿海のヤクザ者（豪黠）で、逮捕者の中にはきつと無實の者がおり、彼らの怨嗟が地震を引き起こすことになったのだとして、劉世龍に上書した。世龍はこれをもっともだとしたが、自ら裁判を行うことは避けて虜囚を蘇州府に送致した。蘇州知府胡纘宗が法廷で審理に及んだところ、果たして無實の者があったので、彼らを釋放した。十日ほどの間に殺害・拘留されたものは一七四人に及び、諸官は争って戦勝を奏上し、それぞれ褒賞に與つたといふ。³⁹

陸之裘が知州劉世龍にあてた書状は、そのほぼ全文とおぼしきものが『平海事蹟』の割注に引かれている。彼の説明によれば、こうした地震は、弘治年間と正徳年間、それぞれ施天泰の亂と劉六・劉七の亂に際して起こっており、今回は爾來十三年、三度目にして最後の啓示（三徴）であろうという。人間社會の不條理と地震という自然現象との因果關係を前提とする彼の論法そのものは、今日の科學的見地から見ても説得力をもつものではないが、手続き上の非科學性にとらわれるあまり主張の骨子を見失つてはこの記事の眞價を捉え損なうことになる。彼の立論の核心は明らかにその經世論にあり、その意圖するところ自體は決して言下に不合理と言えらるやうなものではない。

陸之裘の訴えによれば、この事變に先立つ嘉靖元年の台風と翌二年の旱害の際には、生きるすべを失つた民衆が、あるいは盜賊のくびきを逃れては軍旅に身を投じ、あるいは炊き出しを求めて佛寺の門前に市を爲すように群がっていたという。彼は、降伏した者・招撫に應じた者・脅されて従う者・辜なき者・疑わしき者の五者を擧げて、これを殺すこととは不祥であり、人道に悖る行いであるとし、また、盜賊はことを犯してから罰するよりもそれを未然に止めさせることが理想なのだと言ふ。そして、それができれば民衆は生計を全くすることができ、民生が充足すれば盜賊は自ずから

遠ざかって、殺生に及ぶことはなくなるだろうとの展望を示した上で、さらにこのように續けている。

悪人を殺して善を行わせるのは上善、盜賊を殺して城邑を守るのはこれに次ぐが、人を殺して富貴を求めることはなすべきでない。ましてや、顔色も青白く飢えた民（菜色）を驅り立てて、同様に飢えた民を襲わせるようなことがあっていいのだろうか？菜色によって菜色を攻めるのは、潜在的な盜賊を率いて、亂に及んでしまった民衆を除くようなものである。それに、賊を捕えるのは、亂を起こしている者を捕えるのであり、ただ見境もなく捕えれば、人々は必ず懼れる。懼れれば二心を懷き、二心を懷けばやがては亂に及ぶだろう。ひとたび亂が起れば、患難は多大なものとなる。⁽⁴⁾

盜賊討伐の名の下、官軍に従う傭兵たちも、また討伐される側の「盜賊」も、同じ「菜色」、すなわち飢えて血の氣をなくした青白い貧民たちであった。「盜賊」と一括される人の群れの中に、実際には罪なき「菜色」が多数含まれているのと同様に、彼らを討伐する官軍の側も本来の意味で盜賊と區別のつかないような「菜色」を相當數抱えているという事實を、同時代の士大夫たちが知らなかったはずはない。

しかし、官府が盜賊を討伐するという名目が保たれ、作戦上の名目的な形式がその「大體」において全うされうる限りは、當局もその麾下の「官軍」の多少の逸脱には目をつぶらざるを得なかったのであろう。秩序とは力であり、力ある者が力なき者を支配することであると割り切るならば、こうした官府當局者の一見無責任な對應もありえない判断ではないのだろう。しかし、士大夫たちの秩序観は、必ずしも常に既成の權力を追認するものだけのものではない。「天命」の下に公道を行うべき「官軍」が、剥き出しの暴力によって無辜の良民を收奪し、抵抗するものを屠るなら、それはもはや「官軍」ではなくその名を假りた「盜賊」に限りなく近いものとなる。それはまた官府の存在意義の喪失であり、ひいては現王朝が既成事實によってその自明性を主張する「受命」の神祕を否定することにもなりうるのである。

陸之裘が衝いたのはまさにそこであった。當地の民衆にとって、「正義」は必ずしも常に官府の側にあるものではなかった。とりわけ、崇明の住民にしてみれば、「官軍」に對する積年の怨みは骨髓に徹し、官府に對してつゝのる憤懣が彼らをさらなる反社會的行動に向かわせるといふ呪わしい悪循環に陥りかねない状況にあった。官府の「正義」とは、本來自明なものではなかったからこそ、それは當局者の自制によって勝ち取られねばならなかった。「官軍」の暴走にめぐとく反應し、あえて制止の聲を上げようとする陸之裘の姿勢は、そここで沙民の立場を擁護する『平海事蹟』の敘述全般に共通するものである。本文からも窺えるように、知州への上書と蘇州知府による俘虜の審理との間の因果關係は必ずしも明らかでなく、必ずしも現地官府に自淨能力が缺如していたわけではないだろう。官府の失態を暴いて我が意を得たりとすることはいわば傍觀者の特權とも言うべきもので、この上書がここに掲載されたことも、あるいは彼自身が功を誇り名を揚げる意圖より出たものと見ることもできるかも知れない。しかし陸之裘の指摘は、當事官たちができれば黙殺してしまいたかつたであろう官軍の「反亂鎮壓」についてまわる一面の眞實を如實に言い當てたものであつた。そしてそれは蘇州知府の審理によつて裏附けられ、結果的には意味のある義舉であつたと言えるだろう。ここに至つて、我々はようやく『平海事蹟』という小篇そのものの性格を考える上で、一つの手がかりを得ることになる。

(四) 董顧の擾亂と俠勇王棣

前述した施天泰の一件で、事件の煽動者と見なされたかの董壘の一族は、その朋黨ともども遠方に遷徙されたはずであつた。しかし、異郷に發遣された罪人が密かに舊居に舞い戻ることが、決して珍しいことではなかつた。董壘一門は、その後も地元の崇明縣に根を張り、郷曲に武斷する一大豪族としての地歩を保っていたようである。次に述べるのは、董壘の息子たちが一方の陣營を占めた地元ヤクザの抗争である。まずは、『平海事蹟』の記述に従つてその経緯を確認

しておこう。

董叡には五人の子があり、末子の董琦が最も凶悪で、次男の董璨は頭の切れる策士であった。同縣の王棣と顧文義は、それに劣らない勢力を誇っており、董氏兄弟はこれを快く思っていない。嘉靖一二年になって、宋佐という男が董琦と争いを起こした。董璨は、宋佐をおとりに顧文義を呼び出して一族皆殺しにする計書を董琦に持ちかけ、同年二月一四日、董琦の居宅の修築祝いに招かれた顧文義が、彼らの陰謀によって殺害されるという事件が起こる。董璨・董璉・董琦ら兄弟は徒黨千人を率い、同席していた顧文義の父顧楠を宋佐とともに船の舳先に縛りつけて顧氏の屋敷へ向かい、顧楠の家財を奪い盡くした。そして顧楠と宋佐を盜賊と稱して官府に突き出すと、獄卒に袖の下を差し入れて半殺しにしてしまう。顧氏一族から加勢を頼まれた王棣は、用心棒を雇い入れて日夜警戒を怠らず、再三侵入を試みる董氏一家と睨みあった。官軍は州城から様子を窺うばかりで手を出すことはなかったが、諸官は何度か彼らを呼び出して諭そうとし、王棣はそのたびに官衙を訪れて顔をつないだ。翌嘉靖一三年閏正月晦日のこと、たまたま董璨が小舟で澚墅を訪れると、後ろから密かに附けていた顧文禮が蘇州府に通報して董璨を捕らえ、その身柄は吳縣の獄中に收監されることになった。當時、崑山にあった應天巡撫侯位が董琦と王棣を招致したので、董琦は自ら出向いてこれに拜謁するが、歸宅途上を待ちかまえていた顧文禮に新洋江で捕らえられてしまう。顧文禮は府城に戻って巡按御史李鳳翱に涙ながらに訴え、顧文禮と董琦は衛と縣の獄に別々に繋がる。巡撫侯位は普段から董琦の肩を持って王棣を牽制していたので、ここに至ってますます顧氏一族を憎み、今度は顧文忠を捕らえて杖打した。しかしその後、董璨も杖打されて死に至った。また、董琦と王棣にはそれぞれ腹心の部下がおり、陳三という者は董琦に、王舜民という者は王棣に與していた。巡撫侯位は王舜民に歸順を促したが、彼は恐れ疑って應じなかった。暫くして知州楊儒魯が再び彼を招致すると、王舜民は、ようやくその手下の名を全て官に届け出て、武器を捨てて丸腰で投降してきた。侯位はすぐさま、王舜民は

手下を率いて良家の子女をさらう盜賊の巨頭であると上奏し、一四年夏五月、彼を府治の西の吉利橋のほとりで處刑した。董琦と王棣はともども充軍の刑に服することとなったが、その一黨は軒並みお咎めなしであった。董琦は翌年、密かに戻つたとある祠の堂守となったが、仇家に察知されて官に突き出され、獄中で死んだ。^④

以上が『平海事蹟』に記された董氏一門と、對立する顧氏及び王棣陣營との出入り騒動の顛末である。この事件は、實録や地方志等、同時代の他の文獻に一切記載がないため一つ一つの事實を検證する手がかりはないが、ここで繰り廣げられる官民入り亂れた抗争のありさまは、實録のお役所風の記述には望み得ない現地官府の裏事情が満載されている。董氏兄弟が應天巡撫侯位の後ろ盾を恃む一方で、王棣の側では府州衙門の呼び出しにそのつど應じて顔をつないでいたように、『平海事蹟』の筆致からは、特に巡撫侯位の獨斷專行に對する批判の色が窺われ、王棣と顧氏の側に幾分同情を示す節が見受けられる。また本文には、王棣の舍弟・王舜民が處刑されるにあたって、冤罪を叫ぶ王舜民の聲を耳にした巡按御史郭宗臯はこれを哀れに思ったが、蘇州に來任して未だ日も淺かったためなすすべもなかったという記述も見える。ただし、董氏側が獄吏を抱き込んで顧楠を再起不能なまでに痛めつける一方、董璨が獄中で打ち殺されたのはおそらく王棣と顧氏一族のさしがねによる報復だったと考えてよいだろう。施天泰が當初董琦の父の董亶によって一方的に反亂に追い込まれたのと比べてみれば、王棣らの手腕はひとかどのもので、兩陣營はそれぞれ官府の公權力の後ろ盾を仰ぎながら、その裏で公然と行われていた法定外の制裁をも驅使して、陰に陽に對立する勢力を抹殺するべく潰し合いを續けていた。董氏の横暴に互角に渡り合うだけの實力を備えた王氏も顧氏も、一步退いてみれば同じ穴のムジナだったのである。

兩者の私闘が官府の公的機構を借りて行われたのは、官府の側が彼らの武闘能力を「治安活動」に利用していたのとうらはらの關係にあった。治下の民衆にとって何が「正義」かを慎重に見極め、それを實現することこそが、王朝國家

に下されたという「天命」の、すなわち明朝皇帝による支配権の合理的正當性の、ほぼ唯一の證明であった。「民の父母」としての地方官が、地方行政の現場に「衆論」を反映し「民意」を酌み取るには、必然的に董氏のような地場の富姓大族とも接觸せねばならなかったであろう。一方、そうした官民の間のパイプは、その恩恵に浴すことのできない者にとってみれば、憎むべき縁故主義以外の何ものでもない。いかなる「専制國家」においても、民の聲は神の聲である。問題は、相互にいがみ合い打ち消し合う神々の聲のうち、いったいどれを眞の「民意」と選び取るかであった。⁽⁴⁾

ともあれ、巡撫都御史ほどの大官ですら地場の豪民と接觸する用意があるとすれば、ましてや州縣の獄吏などは推して知るべしである。ここで見るように、獄中の囚人はしばしば私刑によって死亡する例があった。『正徳松江府志』に以下のような記事が見える。

獄囚は、往々にして仇家が獄吏に賄賂を贈ったり、上官の意向などがあった場合、病氣と偽って申告され、數日を經ずして死亡することがあるが、實際には殺されているのである。成化・弘治年間に郷人の曹文という者が獄吏の長となり、文書の作成を掌って多くの申狀を書いた。ある日、獄吏らとともに獄舎にあったが、突然外から旋風が入ってきた。すると曹文は青くなつて目を見開き、まるで誰かと話でもしているかのように、「何某が命じ、何某が指示したんだ、おれのせいじゃない！」と言った。しゃべればしゃべるほど苦しみだしたので、抱きかかえられようようにして家に歸つたが、獨語は止むことがなく、その最期は亡者たちにとり殺されたのだと言われている。里中の人々がみな知っている話である。⁽⁵⁾

この逸話の主人公は、亡靈に憑かれるだけ、まだナイーブな感性を持つていたとも言えるだろう。時代は下るが、『崇禎太倉州志』によれば、當地の盜賊は、月ごとの買季錢、及び歳末の年例錢という附け届けを捕盜にあたる小役人に納めていた。捕盜たちは盜賊の姓名をリストアップした盜冊を握っており、彼らが官軍に敗れて拘留されてもすぐに

釋放してやったり、審理を受けることになっても勝手に戒めを解いて逃がしてやっていたという。また、場合によっては捕まえた盜賊を拷問にかけてありもしない事實を供述させ、別人の罪を被らせることも行われていたし、財産のある家が無實の罪を負わされ、破産するほどの金銭を搾り取られることもあった。太倉の人々はみな盜賊の審理はその掠奪よりもひどく、盜賊よりも恐ろしいのは捕盜だと噂しあったという。⁴⁴⁾

實録によれば、弘治年間にはすでに南京の法曹諸官が思うがままに私刑を行使し、無賴の徒が獄吏に充てられその腹心としてはたらいでいたことが、錦衣衛に問題視されている。⁴⁵⁾ 王朝國家が原則とする罪刑法定主義から言えば、こうしたことは職權の濫用として本來處罰されるべきことである。しかし、獄囚に官府への畏怖を植え付けることで審理の効率化を圖るため、こうした「不正」がむしろ必要悪として黙認されていたものとすれば、問題はなおのこと根深い。原則論のレベルにおける「腐敗」が、現場における切實な要求から慣習化してしまうことは、特に司法行政に限って見られる現象というわけではなかった。

充軍に處せられた王棣には後日談がある。『平海事蹟』によれば、その後王棣もまた密かに江南に戻って来たという。後述するように、嘉靖一九年に兵備副使王儀が崇明の南沙を攻めるために兵を募集し、王棣はこの時の追討軍に身を投じている。しかし、彼はやがて何らかの失敗によって南京の獄に繋かれ、陝西涼州の軍に充てられるが、しばらくするとまた涼州から舞い戻ってくる。海濱の住民は王棣の歸還を聞きつけ、その田土も家屋も荒廢して歸るところがないのを見て、「再び海上で私鹽を賣るよう説き含めた。『平海事蹟』の割注に引かれた州人陳如綸の『馮公弼盜記』にはこう述べられている。

先年、秦璠と王良が南沙を根城に亂を起こした。官府が兵を發して平定したが、その殘黨が散らばって、再び王棣という者をつぎあげ、巨艦を動かし兵器を手挟み、江海を往來して私鹽を商った。王棣は以前から任俠の聞こえ

高く、智略に優れ、威信は人を心服させるに足る人物であった。それからというものの江南・江北では、その名をかたる者が多く現れ、不逞の輩を集めて徒黨を組み、我が物顔に剽掠を行ったが、誰も手出しができなかった。⁽¹⁶⁾

こうした王棣の生きざまは、いかにも江海の俠客と呼ぶのに相應しいものである。彼は、一度は官軍として南沙の反亂の鎮壓に従軍しながら、再び身を持ち崩すと今度は私鹽の販賣に携わり、またもやお尋ね者の立場におかれることになる。「清平の姦賊、亂世の英雄」などとはよく言ったもので、私鹽業界における彼の聲望は相當なものだったようだ。この時、王棣の周りに集った人々が、『馮公弼盜記』が言うように南沙の反亂軍の殘黨であったのか、それとも彼と同様官軍からの脱落者であったのか判然とはしないが、おそらくはどちらも同じことであろう。追討軍が解散すれば、反亂の参加者たちも、従軍した傭兵たちも、大部分はそれまでと同様、江海に私鹽を商うほか生計を立てるすべがない。良くも悪くも王棣という人物を祭り上げて生活の望みをつないだのは、そのような場に生きる人々であった。そして王棣自身もまた、官と賊との境界を股にかけつつ、そうした人々の荒波に浮かぶ一葉の舟のように、因縁の赴くまま輾轉反側して濁世を泳ぎ続けたのである。

王棣の最期について、『平海事蹟』はこう語る。太倉知州馮汝弼が牢獄にあった顧翼という囚人を呼んで、「王棣を捕まえたら、死刑を免じてやる」と言った。顧翼はその言葉に従って、たまたま王棣が沙頭の市を訪れて知人と會っている時を襲い、彼を捕えて官府に突き出した。馮汝弼は王棣を蘇州府の牢獄に送り、王棣は恐れて食を絶って死んだ。嘉靖二二年のことであった。

『馮公弼盜記』によれば、この顧翼という男はもと盜賊の追捕に携わる役夫（追脲）だったが、誣告によって死刑を宣告され、獄中にあつたのだという。何らかの非常時に牢獄から死刑囚が呼び戻され、「功を以って罪を贖う」ことを許されるのは、當時必ずしも珍しい話ではなかった。事情によっては、知州レベルでの裁量によって死罪を「誣告」に仕

立て上げることも、難しいことではなかったのだろう。捕盗と盜賊とはまさしく紙一重の存在であった。

(五) 秦璠・黄良の亂

嘉靖一九年、江海沿岸から水路沿いに蘇松兩府管内各地に波及した動亂は、それまでは鹽賊の反亂など所詮水上のこととタカをくくっていた江南人士を震撼させるものだったであろう。蘇州府下の『太倉州志』、『嘉定縣志』、『崇明縣志』などと同様に、『松江府志』や『上海縣志』なども、この反亂を嘉靖三〇年代の大倭寇期に先立つ重要事として記載している。⁽⁴⁷⁾ 蘇州府管下の崑山縣・嘉定縣・吳淞所等は、いずれもこの事件に前後して城壁を築いており、また當時城壁がなかった上海縣では、動亂の波及を恐れた富家の多くが松江府城へと避難している。⁽⁴⁸⁾ 最終的にこの反亂の首謀者と目されたのは、秦璠及び黄良^{おうこん}という二人の人物であった。この事件は、後に彼ら二人の名を取って秦璠・黄良の亂と呼ばれることになる。黄良は、所傳によって王良とも記されるが、吳方言では「黄」と「王」が同音に發音されるために表記の不統一が生じたものと思われる。『明實錄』をはじめとして「王良」の表記がむしろ一般的なようだが、目下これを確定できるだけの根拠は見出せない。ここでは引用文等については典據の表記を踏襲し、地の文ではあえて『平海事蹟』に従って「黄良」の表記を採ることにした。

『四庫全書總目』には、『平吳凱旋錄』という書目が採録されている。提要によれば同書は、秦璠・黄良の反亂を平定した總兵官湯慶の功績を稱えて蘇州近邊の士大夫から寄せられた詩文が、定海縣の朱澤という人物の手によって一書にまとめられたものだという。同書は『欽定續通志』や『欽定續文獻通考』にも文淵閣所藏の四卷本として採録されているが、残念ながら目下傳世は確認できない。ただし、『平海事蹟』には、太倉知州萬敏による『太倉州平海記』、太倉出身の監察御史陸瑚による『平海百韻』、そしてかの陸之裘による『庚子紀事』等が割注として附載されており、いずれ

も反亂の平定からほどなくして著されたものと考えられる。また関連記事として、『明文海』に收められた吳縣出身の禮部尙書・徐縉による『東吳靖海錄』及び海鹽縣の學生・朱元弼による『平沙事略記』などがあり、これらの記事を附き合わせつつ、まずはこの秦璠・黃良の亂の經過について、事實關係から明らかにしていきたい。

『平海事蹟』によれば、秦璠は通州の人、黃良は常熟の白茅という港町の出身で、ともに崇明の南沙に住んでいた。徒黨を組んで魚鹽の利を漁り、しばしば不法をなしたので、同縣の富戶耆民十數名が日夜官府に赴いて、彼らの罪狀を申上していたという。⁵⁰『康熙蘇州府志』には、一人の素行についてより詳細な情報が記されている。その記述によると、秦璠と王良は武勇と腕力に恃み、家には壯丁百人ほどを養っていた。彼らは大船に魚鹽を積み込み、近海で小船に移し替えては積荷を分載して入港した。その際に大官の家名をかたつて知州以下の官にはみな贈物を用意したので、官府の動靜について知らないことはなかった。しかし、敵對する者があればしばしば殺して海に沈めたため、縣民からはたびたび盜賊として訴えられていたという。⁵¹

かねがねこれを問題視していた蘇州知府王儀は、嘉靖十九年、兵備副使に昇任すると早速使者を遣わして彼らに出頭を命じた。『平海事蹟』によれば、このとき招撫の役目を負つて秦璠と黃良のところへ赴いた使者は、「官府の法は嚴格で、その言葉は信用できない」と言つたので、秦璠・黃良らは疑念を起こして歸順しなかつた。使者は戻ると、今度は「秦璠と黃良は勢威に恃み、官府を輕んじている」と報告したという。⁵²

秦璠と黃良が歸順勸告を拒んだとの報が傳えられると、王儀の指示により江海の軍船が集められて艤裝を整え、太倉州判官石巍が、鎮海衛・吳淞所等の千戶・百戶から勇敢で弓箭に長けた者を六名、管下の富戶のうち長者(耆民)の間こえある者一二名を選び、五營に分けて作戦準備に入つた。六月二七日、石巍らは軍船を率いて南沙に迫り、三〇日未明、西洋江陰の耆民の吳嚴らがその手勢を率い、泥土を踏み分けて上陸した。石巍の出兵に先立つて、王儀は彼に、輕

舉妄動を慎むことを言い含め、交戦の際には必ず番號の入った制服を着用するよう指示していたという。しかし、石巍は吳嚴らが上陸を始めた後によく制服の支給を忘れていたことに氣づき、あわてて白旗を振って退却の合圖をしたが、軍勢はもはやその采配に従おうとはしなかった。やがて、不意をついて騎馬の敵軍が長槍を構えて來襲し、氣勢を上げて火を放つと、泥の上に乗り上げていた吳嚴らの船はみな焼けてしまった。そのほか二〇〇隻餘りの官側軍船も大混亂に陥り、船を奪い合つて殺傷・溺死する者が多數出て、作戦は完全な失敗に終わった。

『平海事蹟』によれば、この勝利の餘勢を驅つて州境に侵入しようとする秦璠に對し、黃良は、「この状態を保守していれば、まだ命乞いをする機會もあるだろう。もし、さらにことを大きくしてしまえば、赦免の可能性は望めなくなるぞ」と言つて戒めたといふ。⁵³ 黃昏の薄闇の中、彼らが西の方を望むと、劉家港には船が集い、帆柱には燈火が揺らめいて見えた。彼らは官軍が固守しているものと考え、あえて手を出さず、露天に宴席を張つて酒や肉を並べ、さらつてきた樂人たちに音楽を演奏させて楽しんだあげく、みな酔つて大鼾をかきながら眠つてしまった。

ところが、石巍らの敗退からほどなくして、南京の街區に「靖江王」を名のる榜文が貼り出され、科道官たちは争つて王儀をはじめとする關係諸官を彈劾した。榜文の内容の詳細については記載がないが、『平海事蹟』本文は、これを何者かが秦璠と黃良の名を詐つて不遜の言辭を並べたものと述べ、陸之裘の『庚子紀事』もまた、「誰か贗書を爲して都市に掲げ、臺司は誣を受け盗もまた冤なり」と、第三者による犯行であることを前提視している。⁵⁴ しかし、徐縉の『東吳靖海錄』は、これを秦璠と黃良のしわざと斷じて疑わない。⁵⁵ この怪文書を擧げて秦璠と黃良の割據を官府に對する公然たる「反亂」と定置する見解は、當時廣く行われていたことと思われる。

ともあれ、この敗戦を受けて、『明實錄』には以下のような聖旨が下されたことが記録される。

海寇はこれまでもたびたび亂をなし、官軍はそれを捕えることもできず、何かといえは招撫に訴え、災禍を助長

することになった。王儀は輕率かつ無謀に出兵して官府の權威を失墜させた。夏邦謨・王學夔・周倫は、巡撫の職にありながら、寇を泳がせておき民に禍いをもたらした。⁵⁶

この時、王儀と王學夔は住俸を言い渡され、早急に事態を收拾することを命ぜられるにとどまったが、石巍を筆頭とする官民もごも一九人が京師に送致され、獄に投じられたという。江海を行き交う諸船が治安秩序に服する見返りに身分保障を與えられることが、どういった基準でどの程度行われていたのかは實際のところよく分からないが、江南デルタの外周に位置する長江下流域でさえ、招撫は現地官府にとつてごくごく一般的な治安対策であった。また、明朝國家の軍事機構は、本來五軍都督府と全國の衛所、それに敕任の總兵官等によつて構成されていたが、實際には、州縣系統の地方官府もその裁量によつて適宜兵力を動員し、管内行政にあたつて相當の強制力を行使することができた。しかし、招撫にしろ征討にしろ、そうした強大な權限の背後には常に生命を賭した重責がついて回つた。地方官府の招撫に就いた集團が放縱に流れることは當局者のゆゆしき失政ではあつたが、ひとたび官府の威信を賭けて出兵に及んだ以上、敗退の汚名はなおのこと許されるものではなかつたのである。

新たに巡捕江淮總兵官として反亂鎮壓を命ぜられたのは湯慶という人物であつた。實錄によれば、この時湯慶は「防勦事宜」と題して、「募精兵」・「截海路」・「重將權」・「專責任」・「選民兵」・「設守禦」の六事に渡る作戰大綱を提起し、皇帝の承認を得ている。⁵⁷ このうち「精兵を募る」では、當時、徐州・邳州兩府一帯は久しく早魃に見舞われ、人々は互いに結束して盜賊となつているが、役にも立たない江南の官軍に換えて蘇北の住民を募つて戦線に投入すれば一舉兩得だと主張する。また、「海路を截つ」とは、賊を南沙のアジトに攻撃すれば海上に逃げること必定であることから、浙江海道に敕を下して賊軍の四散に對應すべきことを訴えるものである。湯慶は信國公湯和の後裔と稱し、もともと當の邳州衛の衛官であつた。彼の手兵は邳兵、すなわち貧困に苦しむ蘇北地方の出身者によつて構成されており、彼らを戦

線に投入することは浙江軍船の動員とも相俟つて、江南デルタの一角を異郷から調用した軍隊によって包圍制壓することを意味していた。事態のこうした展開は、當然のことながら地元人士たちにとってはできる限り回避したいシナリオであった。

湯慶は、千人餘りの蘇北の兵を選りすぐつて長江を渡り、江南に軍を進めた。陸之裘の『庚子紀事』は、これを「□來せる邳兒は、半ば降と募にして、兵を提て市を過ぐれば饑えた鳶に同じ」と擲諭している。⁽⁵⁸⁾湯慶到着の報を受けた王儀は、太倉知州萬敏と協議し、萬敏自身の提案に従つて、彼を秦璠と黃良の根據地に派遣して歸順を勧め、彼らが應じなければその部下たちの離反を圖ることにした。

八月一三日、萬敏は自ら南沙に渡つたが、秦璠と黃良はたまたま不在であつた。彼は宿所となつた興教寺で沈惟良という人物を筆頭とする諸會に面會することとなつた。彼らは囚人の装いをして萬敏に拜謁し、萬敏が利害禍福を説いて懇切に諭すと、みな涙を流して啜り泣いたという。その夜、萬敏は沈惟良を寢所に招き入れて官府への協力を促すと、沈惟良は唯々としてこれに應じた。

一五日の夜半過ぎになつて、ようやく秦璠と黃良が南沙に戻つた。翌日、萬敏は二人を呼んで言葉を交わしたが、彼らは信用せず、萬敏はその日のうちに船で南沙を離れた。『平海事蹟』によれば、二人は萬敏を水際まで送り、船が出ると遙拜して涙を流したという。『康熙蘇州府志』は、この時秦璠と王良は沈惟良が呆然と船を眺めたままぐずぐずしているのを見て深く訝つた（見惟良獨顧望猶豫、深以爲疑）と續ける。萬敏の來島後、沈惟良は仲間内でも二心を疑われる存在となつたのである。

九月になると、總兵官湯慶・巡撫夏邦諤らを筆頭とする諸官がこぞつて太倉に集結した。沈惟良は謀略が發覺してその身に危険が及ぶことを恐れ、脱走して官に歸順した。もはや免罪は望めないと開き直つた秦璠と黃良はようやく攻め

に轉じた。彼らは、北は瓊涇の市から南は吳淞江沿岸まで掠奪してまわり、さらに七鴉港に入り沙頭鎮にまで至ろうとしたところで引き潮となって退却した。彼らの至るところ、守備兵はその姿を見たたん、戦わずに逃げ出したが、賊船はわずか二六隻で、甲を破り弓を執る者もいなかったという。彼らの方でも官軍が南沙に上陸することを恐れ、日々船を連ねて劉家河を塞いでいた。

一月四日、湯慶は進軍を始め、その夜、敵軍から數里のところに船を止めた。翌日、官軍は敵を懼れて進むことができなかったため、湯慶は乗っていた巨艦を捨て、八漿船に乗り換えて氣勢を揚げ、さらには進軍途上で退却しようとした一船主の耳を切り落とさせた。船はこうして先を争って進むようになった。官軍の先鋒二隻が返り討ちにあつて退却しかけたが、數にして反亂軍の十倍はあろうかという後續の兵船が途切れることなく詰め寄せたので、反亂軍は支えきれず退却した。午後になると潮が満ち始め、湯慶は敵の軍船が逃げるに逃げられなくなったところを追撃し、これを圍んで矢を雨のように降らせた。燃え上がる炎と煙はさながら天を覆うようであつたという。この時の衝突で官軍は反亂軍を潰滅させ、二百餘りの首級を擧げて船二一隻を捕獲した。秦璠は戦死し、黄良らは五隻の船で逃亡した。

朱元弼の『平沙事略』によれば、逃げた黄良をとらえるため湯慶が人物を募ると、陳熙という藝人がこれに應じた。彼は仕事から賊とつきあいがあり、賊の方でも彼をよく知っていた。陳熙はまず一味の宋文盛に接觸した。當時、宋文盛は背中のできものを理由に秦璠や黄良と行動を共にしておらず、互いに疑惑を懐いていた。陳熙の教唆に乗った宋文盛は、面會の機會をとらえて黄良を刺し殺し、その首を持って官府に投降した。⁵⁹

萬敏は湯慶と王儀に従つて南沙に至つた。『平海事蹟』によれば、邳兵はわれ先にと老人や子供を殺して恩賞を得ようとするので、萬敏は兩公を諫めて四方に人を走らせ、「今日の事は、賊を捕えた者には十分に褒美をやるが、殺した者には罰を與える」と呼ばわらせた。邳兵は、ようやく斬つた首を泥の中に捨て、二千人餘りを生捕りにした。萬敏は

再び賊の眞偽を辨別すべきだと主張し、自ら取り調べに當たる事を願ひ出た。賊冊に名前がない者、および老人や子供はみな赦し、實際の盜賊一七〇人を選び抜くことができたという。勝利が傳わると官軍將士はそれぞれ恩賞を賜ったが、内閣諸公の中にも相伴に與る者が少なくなかった。沈惟良は赦免されるはずだったが、巡按御史舒汀の判断で結局處刑されてしまう。黃良の殺害に功のあつた陳熙は、恩賞を受けて蘇州の盤門に居を構え、西園居士と名乗つて天壽を全うしたという。

以上が『平海事蹟』に描かれる秦璠・黃良の亂の概略である。ここに見える湯慶の蠻勇ぶりはさすがのもので、彼の蘇北人らしい無骨・無遠慮なリーダーシップがなければ、官軍はまたもや敗退を重ねる結果に終わったかも知れない。しかし同時に、彼の率いた邳兵によつて行われたとされる沙民虐殺の光景は、施天泰の亂に際しての「搜沙の役」と呼ばれる悲劇にも劣らず凄慘なものだったことであろう。陸之裘が言う「菜色を以つて菜色を攻める」とはまさにこのことであつた。官府の正義の代行者として、良民を助け、賊黨の誅戮に徹することこそが、官軍の存在意義を支える理念であつた。しかし、湯慶ら一團の本籍地である邳州・徐州等の蘇北地方もまた頻繁な水害と飢饉の發生によつて「盜區」として知られた地域であり、募兵に應じた難民の中には、錦の御旗に隠れた職業的な盜賊と言つてもよい人々が少なくなかつたものと思われる。その上、崇明地方もまた内地の住民からは「盜賊の淵藪」と見られていた。官軍の非道な殺戮の背景には、勝利の狂熱に酔つた兵士たちの集團心理という要因以外に、關係諸官や近隣士大夫の間に、これを反亂鎮壓の一環として黙認するような雰囲気があつたとしても不思議ではない。

『平海事蹟』本文によれば、太倉知州萬敏が秦璠と黃良に再度降伏を促すため崇明縣に赴いた際に、現地の子女子に聲をかけると、みな泣きながら拜伏し、秦璠らに従つて歸順することを願つたという。記述者にとつて、あるいはこのエピソードの主人公である萬敏自身にとつて、沙上の住民、特にそのうちの婦女子たちは内地の人々と變わらぬ無辜の

良民であった。萬敏の目には、彼女たちは自らを導く者がいなければ何もできない無力な存在と映ったことであろう。しかし彼女たちを導き、その命運を握っているのは、お尋ね者の秦璠と黃良にほかならなかった。そこには官府による救済は及び得ないばかりか、彼女たちも今や秦璠らと一蓮托生して、官軍の征討を待つばかりなのである。「盜賊の淵藪」に生まれついた無辜の婦女子からすれば、「反亂」もまたその「鎮壓」も、同様に不條理極まりないものであった。

一方、秦璠と黃良が萬敏との別れを惜しむ光景は、沈惟良の裏切りを導入するためにも必要な場面設定ではあるが、あるいは讀者にとっても何がしか印象に残るシーンであろう。萬敏との別れを本當の意味で惜しんだのは、内通の密約を交わした沈惟良ではなく、降伏を最後まで拒んだ秦璠・黃良ら自身であった。萬敏は、秦璠と黃良が心底では赦免を望んでいることを知っていたであろうし、この時の降伏勧告が官府の最後通牒であることを、彼らの方でもよく承知していた。涙ながらの別離には、多分に儀禮的側面もあつただろうが、秦璠と黃良にとって萬敏を沙上に見送ることは、何よりも川向この娑婆世界との今生の別れを意味したのである。

この反亂のそもそもの嚆矢となつたのは兵備副使王儀による降伏勧告である。王儀によって遣わされた使者がこれを秦璠と黃良に伝える場面は『康熙蘇州府志』ではなぜか削除されており、各種『太倉州志』のみに見える逸話である。この話を信じるとすれば、使いにたつたこの男は最初から歸順を勧める努力もせず、二枚舌を使って彼らを反亂に追い込んだかのである。當時の士大夫の間にも、彼らの「反亂」がその本來の意圖ではなく、施天泰の例のように何者かに陥れられたものと見る同情論が成立する餘地もあり得たのだろう。一方、朱元弼の『平沙事略記』には、王儀の名こそ伏せられているものの、無能で及び腰な「兵備」が湯慶とその子克寬の引き立て役として登場し、彼の意向によって關係諸官が秦璠らの招撫に赴いた話が伝えられるが、この時一人の知縣が聲色を荒げたために、彼らが歸順を拒むに至ったことが、むしろ美事として語られている。

秦璠の出身地通州と黃良の出身地白茅は、ともに當時の長江沿岸の商業流通の要津であり、彼らが何らかの商業活動に従事していたのは確かである。二人が「反亂」に及んだ経緯からも分かるように、彼らは別に掠奪を專業とするプロの盜賊ではなかった。彼らが劉家港を押さえていたのも、官軍が崇明に上陸するのを防ぐ目的以外に、海上の商業ルートを確保する意味があったのかも知れない。また、彼らが當初行っていたように、贈物を媒介として現地官府の庇護を仰ぐことも、當時の船運業界ではごく一般的な慣習であった。『平海事蹟』によれば、秦璠と黃良が名實ともに反亂軍の首領となる以前には、宋高や王武といった首領がより上位にあったが、彼らが前後して官に降つたため諸酋は秦璠と黃良を首領に推したのだという^④。これがいったいどの時點のできごとであったものか史料からは確認できないが、あるいは當時、同業者が次々と官府の招撫に就いてゆく中で、これに乗り遅れた秦璠と黃良が結果的に「裏社會のボス」として、反亂の首謀者に祭り上げられてしまったものかも知れない。反亂軍の内實は、沈惟良や宋文盛といった「諸酋」が寄り合つて互いに疑心暗鬼を生ずるままとまりのない集團であり、秦璠と黃良は、江海に棹さすまつろわぬ人々が自ら結集し一致團結して生存を計るための、ミ、コ、シに過ぎなかった。同時に官府の側でも、いざ「盜賊」の追討に及ぶとなれば、名のあるお尋ね者を「賊首」と設定し、征討の對象をしぼって作戦の目的を明確化することは、官軍による無差別な虐殺を防止する上でも必要な段取りであった。それ以前の劉通や施天泰などにも共通することだが、秦璠と黃良もまた、時あたかも緊張の極みにあつた官・賊雙方が何がしか目に見える反亂の核となるものを求めた時、不幸にして江海の英傑の中から擔ぎ出されてしまったスケープゴートにほかならなかつたと見ることもできるだろう。

たとえば假にここで、いかなる「善」も「悪」も、究極的には状況と解釋に依存する相對的なものと假定し、彼らの反亂に、富戸と官府との結託に反抗の刃を向ける義賊的側面を指摘するとすれば、その暴力的な營みに相應の「正義」を主張することは不可能ではない。秦璠と黃良らが具體的にどれほどの悪行を行ったのか、資料からはそれほどはつき

りとは見えてこないが、南沙視察時における萬敏の経験したところを踏まえると、あるいは彼らも南沙の住民から一種義民視されるところがあったとも考えられる。施天泰と董介、王棟と董琦等、崇明島をめぐる一連の抗争を見てきた讀者にとつて、秦璠と黄良を死地に追い込んだ一群の「富戸」たちが、廉潔一點の曇りなき積善の家々であったと信じることがとうてい無理だろう。陸之裘は『庚子紀事』で「海濱の耆豪は利を兼取し、官府の前に技を逞しくして謀を獻ず。功を喜び變を憂うるは守臣の職、撫召は聽したがわずして心は煩煎たり」と詠じ、反亂の要因として、南沙周邊の漁鹽の利の獨占を狙つて官府を抱き込んだ耆民豪族の策謀を想定している。⁽⁶²⁾

一方で、彼らの不法行爲について平素から盛んに訴狀が上げられていたという事實を取り上げるならば、その暴力的な營爲を激しく敵視し、社會秩序の阻害要因と見なして排除するという「正義」が「富戸」たちにとって錦の御旗となつたのは確かであろう。たとえ秦璠らに付き従う「無辜の民」が、彼らを父母と仰いでその生計を委ねていたとしても、王朝國家の疆域内における平和と安全を至上價值として最前面に打ち出し、そこからの逸脱者を「盜賊」として排除することは、兵備副使王儀に代表される官側の論理ではあくまで正當な判斷であり、またその義務でもあった。最終的な價值判斷を彼岸に委ねるのでない限り、現實社會において裁く者と裁かれる者との對立構造の裡にある「正義」とは、究極的に「裁く者」の「正義」に歸することになる。それは第一に、官と民とを截然と分かつ「名分」によつて法秩序を司ることを保證された權力という形を取る。これは王朝交替にでも至らない限り覆るものではなく、反亂者の側に何ほどの言い分があつたにせよ、「名分」に基づく現實社會に生きる限り、「反亂」は永遠に「正義」たりえない。これこそが官府と官軍が掲げるところの「殺す側の論理」であつた。

『平海事蹟』もまた同時代のあまたの文獻の例に漏れず、明朝の「名分」に基づく價值觀を共有するものである。同書はもとより當局の政策に翼賛する性質の書物ではないが、當時の常識を覆して革命的な主張を展開するわけでもない。

その政治的立場はむしろ當時のある種の良識を反映したものであり、いわば體制内批判の域を出るものではなかった。しかし實際、その良識ある中道のゆえにこそ、『平海事蹟』本文には、今日の我々でも當時の社會の生きた現實を読み取るに足るだけの情報に織り込まれたのだとも言えるであろう。

秦璠と黃良は、一度は官軍に盾をつきながらも、いずれは機會を捉えて官府の招撫に應じ、命を長らえようという望みを捨ててはいなかった。しかし彼らは、助命の確約が難しいとなると、我が身かわいさに縣下の婦女子を巻き添えにして徹底抗戦することをもいとわないう人間であった。陸之裘にとつて、あるいは『平海事蹟』の著述者にとつて、結局のところ彼ら二人は、一國の主の座を愆して「靖江王」を僭稱する大逆賊でもなければ、人民大衆のために一身の犠牲をも顧みぬ無私一徹の義民でもない。一戦に利あらば大酒をあおつて高イビキをかき、投降の肯んじ難きを恨んでは江上に涙をそそぐ、憎むべくもまた哀れな小悪黨だったのである。

(六) 王氏兄弟の反獄

『平海事蹟』の最後を飾るのは、『太倉州志』の序文が著された嘉靖二七年から遡ることわずか三年、嘉靖二四年に太倉で發生した脱獄事件である。非常に短期間で決着がついたためか、この事件は『康熙蘇州府志』等には記載がない。この種の一地方の小亂が州志に採録されたのも、それが州志編纂の直前に發生したという偶然に負うところも大きかったであろう。

嘉靖二四年、太倉の王泓は、沈珙という男ともめごとになり、互いに訴訟を興した。王泓の弟の王海は沈珙の娘婿だったが、兄弟のよしみで王泓の肩をもった。彼らはともども州獄に繋かれたが、太倉衛の舍餘傅好義その他の獄囚が日々彼らを取り巻き、ともに脱獄を企てるようになった。七月三日の夕刻、訴訟のため州衙門に押し寄せる群衆に、王

泓の一味が偽装して紛れ込んでいた。折しも兵備道によって江陰の許貴という囚人が護送されてきた。王泓・王海それに傅好義らは牢獄の内外に應援があることを知ると、勢いにまかせて獄門を破った。州衙門は大混乱に陥り、脱獄囚の一團は夜陰に乗じて城門を出て海上に逃亡した。知州周士佐らの調べによれば、逃亡者は三〇餘名であった。王泓・王海・許貴・傅好義らは、互いに相談して言った。「先年の秦璠・黄良らは無爲無策のまま、むざむざと捕まるだけに終わった。今、おれたちはたった百人餘りだ。ここで攻めに出て力を示さねば、生き延びるすべはないぞ。幸いにも官軍は未だ備えが十分ではない。州城の南岸まで攻め込み、火を放って内外の住民をうろたえさせ、その後で官船と兵士を奪って引き潮に乗って逃げるといのはどうだ。」彼らは、六隻の船で放火掠奪を行い、一六日には劉家港に侵入した。太倉衛巡捕署指揮使馬子龍らがそれを迎え撃ったが、官軍は瓦解し、馬子龍は殉職した。兵備副使敖璠らは軍船四〇隻を州城の南を流れる婁江の埠頭に結集させ、諸船には秦璠・黄良の亂に際して押収された武器が配備された。時に、かつて王氏兄弟と敵對して彼らと同時に投獄されていた沈珙が従軍して罪を償いたいと願い出てきたので、彼ら一黨は官軍の先鋒に充てられることになった。月が明るく潮の流れも速い夜であった。王泓らの船は壯士たちを乗せ、上げ潮に乗って州城に迫ってきた。沈珙は灰を運ぶ舟の水手からいち早くこれを聞きつけて王泓らの奇襲を迎え撃ったので、二度の衝突で反亂軍は瓦解した。王泓は陣没し、王海は生捕りにされ、傅好義と許貴は残った三隻の船で海上に逃亡した。それから三日と経たずして福山の邏卒が好義を捕え、許貴は八月になって江陰で繩に就いた。

この時逃亡した獄囚たちは三〇名餘りに過ぎなかったとされるが、一〇〇人餘りに達したという反亂軍の物理的の力量は、彼らの脱獄を助け、その呼號に應えたシャバの荒くれ男たちであった。彼らは秦璠と黄良の敗因をその無謀無策のためと考え、積極的に攻勢に出ることで、自分たちの力を見せつけ、さらに官府側の水軍を奪って味方につけるつもりでいたという。反亂軍は劉家港から内陸へ侵入を試み、一時は州治間近まで攻め寄せるが、それを迎え撃った官軍の先

鋒は、もともと彼らと敵對し、同時に州獄に繋がれていたはずの沈珙一黨であった。彼らの來襲を灰搔きの通報によっていち早く察知した沈珙は、その手勢を率いて宿敵王泓を撃ち破り、見事官府への「贖罪」を果たす。まさに蛇の道はへびと言うべきであろう。

王泓が戦死し、王海が捕えられると、逃げた許貴や傅好義は、またもや江海の間に生き延びる道を探すことになる。彼らが捕えられたのは、官府にとっては幸運なことであった。だが、そうした成功は、結局のところ彼らが官軍に對する敗者であり、反亂者たちにとってすでに用済みの存在であったからこそ得られたものである。もし、彼らより強力な指導者が現れて、亡命者たちのアジールを反亂の海にしてしまったなら、江海を行き交う「捕盜」たちは官府の走狗という地位にいつまでも甘んじているだろうか。嘉靖改元以降、太倉周邊において規模と頻度を増してゆく地方反亂は、抜本的な解決を見出せないまま將來の禍根として心ある士大夫の念頭を去らなかつたであろう。『平海事蹟』は、つかの間の小康に安らう嘉靖二七年の江南デルタに、不安の陰を落としてつつ兵防の巻を締め括っている。

第三章 蘇・松・常・鎮の倭寇

(一) 倭、沿海を掠む

崇禎一五年、州人張采の主導の下、およそ百年ぶりに『太倉志』の編纂が行われた。知州劉彦心によって嘉靖州志が重刻されたのは、崇禎二年の秋のことだったが、嘉靖から萬曆・崇禎にかけての世相の移ろいを経験してきた太倉の人々にとって、それは必ずしも十分満足のゆくものではなかつた。地方志とは、現地の人々が父祖の事績を文字に書き留める以外に、同時代のより多くの識字層が郷土をめぐる時事政論を共有するためのものでもあつた。その意味におい

て嘉靖州志も百年後の崇禎年間には、多くの人々にとって、もはや體驗的實感を缺いた遠い過去の記録以上のものではなくなっていたのである。たとえば、『平海事蹟』の序で陸之裘は「倭寇」について次のように言及している。

永樂一四年に倭が入寇したが、舊志はただ、鎮江・鎮海二衛の百戸から一〇人を發して崇明の守りに充て、太倉に危険が及ぶことはなかつたとする。おそらく外夷は海上にあつてもすぐに去つて行き、(その害は) 江海の群盜の比ではないのであろう。

『嘉靖太倉州志』の初版が刊刻された嘉靖二七年の時點では、陸之裘にとって「倭」こと「日本人」の存在は、ほとんど想定外と言つてもよい要素であつた。これよりよほど深刻で現實的な問題として、その近傍にあるいは潜伏し、あるいは跋扈する「江海の賊」があつた。小規模な反亂は宿痾のように江海の平安を脅かしており、またそれは回を重ねるごとに大規模なものとなるように感じられた。しかし、世界は彼が氣づくよりもずっと速やかに、遙か遠く海の彼方にまで廣がつていた。それから數年後、彼もまた蘇松地方において展開する「倭寇猖獗」の慘狀を實際に目のあたりにすることになる。

『崇禎太倉州志』は基本的に前志の記事を轉載しつつも、體裁上大幅な改訂をほどこしている。嘉靖州志では卷三「兵防」に附載されていた『平海事蹟』は題目と序文を削除され、春秋吳國以來歴代の海戰を編年體で記録する卷一「海事志」の本文に組み込まれている。また、本文に附せられていた割注も全て姿を消し、圖山の役に際して陸之裘が知州劉世龍に宛てた上書は言及すらされていない。さらに、「海事志」には『平海事蹟』には見られない洪武・永樂年間の「倭寇」記事が附加され、嘉靖二四年の王氏兄弟による反獄事件に續いて、嘉靖三一年の「倭掠沿海」と題される記事以下、連年にわたつて「倭」の入寇が記録されている。ここではさしあたり嘉靖三一年の記事を説明するだけに止めておこう。

この年の秋、吳淞所、七鴉口、崇明沙上でそれぞれ倭船の漂着が報告された。乗員は百人に満たず、みな飢えに苦しんでいた。吳淞所に至った一團が百戸の馮舉と宗元を殺した。守備兵が二人の賊を捕えたが、どちらも中國の亡命者であった。七鴉口の一團は、住民の楊氏によつて十數人が捕らえられたが、そのうち眞倭は四・五人の女だけであった。崇明では、巡檢が彼らを前にして「武器を棄てれば船を返してやろう」と言ったところ、賊が刀を手放したので二十人餘りを生捕りにすることができた。彼らが言うには、船主龔十八が倭と通じて商賣をしていたが、風向きが悪く朝鮮に漂着してしまつた。彼らは朝鮮でも現地住民に襲撃されたが、死闘の末に脱出し、順風に恵まれて七日で中國沿岸に至つた。本來盜賊をするつもりではなかつたが、官軍が逃げ腰なのを見て、中國を輕んずる心を生じたものだといふ。⁽⁶³⁾

『明實錄』嘉靖三十二年九月戊戌の條には、應天巡撫彭贛から黃永忠及び龔十八という名の盜賊が捕らえられたことが上奏され、その場で誅戮すべきことが詔せられている。⁽⁶⁴⁾ また『日本一鑑』の記述からも、龔十八が王直と同時期に海上での交易に携わつていたことが知られる。⁽⁶⁵⁾

『朝鮮實錄』には、この年の五月、濟州島の川尾浦に正體不明の荒唐大船が漂着し、濟州牧使金忠烈及び旌義縣縣監金仁らが辛くもこれを撃退したことが記録されている。⁽⁶⁶⁾ 金忠烈はこの時の對應の下手際を責められて更迭され、新たに南致勤が牧使として赴任した。その報告によれば、この船の乗組員は倭人以外に唐人が半數を占めており、當初糧食の支給と船隻の支給を乞うたところが當事官に拒絶され、やむなく一戦交える羽目に陥つたものだという。この事件は『明實錄』の龔十八の一件とはやや時期がずれるため同一視することは難しいが、その前後數年の間に、「倭船」とも「唐船」ともつかない「荒唐船」が朝鮮近海に漂着する事例が『朝鮮實錄』の記事に目立つようになる。⁽⁶⁷⁾ 龔十八が率いた船も、あるいは何らかの事情で中央に報告されなかつたそうした無數の「荒唐船」の一隻であつたのかも知れない。

崇禎州志には、その後嘉靖三十二年から三五年にわたつて連年「倭寇」の侵入が記録され、やや跳んで嘉靖三八年、同

四四年に至るまで、官賊雙方の人名、戦闘の舞臺となった太倉周邊の具體的な地名、それに官軍が擧げた首級の數といった情報を列記する無機的な敘述が續く。『平海事蹟』においてあれほど雄辨に語られていた個々の事件の社會的背景は、もはやほとんど見えてこない。「倭」の出現は、確かにそれ以前の現地諸反亂とは比較にならない背景の廣がりをもっており、太倉周邊の裏事情だけでは説明しきれない新たな局面であった。『萬曆嘉定縣志』や『康熙崇明縣志』では、一般の海賊や反亂の記事とは分けて一項目を立て、わざわざ「倭寇」のために別個の概念範疇を設定している。⁶⁸後に編纂される多くの地方志が、それがあたかも明初以來江南地方における唯一の動亂であったかのように記すのも、「倭寇」という非常事態の衝撃の大きさを窺わせるものである。

陸之裘も、事態の新たな展開を座視してはいたわけではない。崇禎州志には一連の「倭寇」記事に續けて「賊始末」・「破倭法」・「使日本針路」・「倭犯風向」・「險隘」等の條項が附載されており、『民國太倉州志』によれば、少なくともこのうちの「險隘」・「倭犯風向」・「破倭法」が陸之裘の著作だということになっている。「險隘」と「倭犯風向」は日本人の來襲に對する防衛策を説くもので、「破倭法」は、日本人と養子縁組していた廣東省揭陽縣出身の李七師という男が、官軍に捕えられて訊問され、日本人との戦闘のコツを述べ傳えるというものである。もし、これらの條項が確かに陸之裘自身の手になるとすれば、先行する編年部分もあるいは彼によって記録されたものである可能性も否定できない。しかし、「沙民」の反亂について相當の裏情報を提供してくれる『平海事蹟』に比べ、崇禎州志の「倭寇」記事は、全く別種の事務的な敘述に終始する。やはり「倭寇」とは、太倉や崇明の地場の力學では説明のつかない外來の災禍であり、浙江や福建を超えて遠く海の向こうの異國にまで廣がるその背景を、一書生の情報網をしては捉えきれなかったのだろうか。

「倭寇」構成員の大多數が中國人であったことは、當時からよく知られていた。崇禎州志本文に目を通せば、至ると

ところで「眞倭」の存在が強調されているにもかかわらず、そこで「賊首」として現れる王直・徐海・蕭顯らはいずれも中国人であり、その集團内での日本人の役割にそれほどの關心が向けられていない。編年記事に續けて附載された「賊始末」と題する記事は、「倭寇」を王直・徐海・蕭顯・陳東等、中國の叛徒が「倭」を勾かどかして内地を蹂躪するものだと説明し、そのうち蘇松地方の一團は徐海、南沙の一團は蕭顯、柘林の一團は陳東の部衆で、みな王直の配下であったとする。また、「倭寇」のきっかけとして、浙江省黃巖縣の禮部尙書黃綰が「倭商・閩船」の交易品を沒收したのを「倭」が恨んだという風説が記されている。⁽⁶⁹⁾この記事が誰の手になるものなのかについては今のところ手がかりは見出せないが、少なくとも崇禎府志の編者たちも「倭寇」にまつわる當時の常識を共有しており、それが中國内外に廣がる密貿易のネットワーク、およびそれに對する官憲の拙速な對應と深く關わるものであったことは十分認識していたようである。

話は前後するが、秦璠・黃良の亂が起こった嘉靖十九年は、一方で「倭寇」に連なる人々の初期の活動が記録される年でもある。『籌海圖編』によれば、「嘉靖十九年、賊首の李光頭と許棟が倭を引き込み、雙嶼港あつまに聚つて巢窟とした」といい、その朋黨の王直・徐惟學・葉宗滿・謝和・方廷助らが諸番に出沒し、分散して剽掠を行ったので、海上は多難の時代を迎えたとされる。⁽⁷⁰⁾雙嶼港とは、寧波沖合の六横島と佛頭山の間に位置する水道沿いの停泊地で、浙江巡撫朱執が嘉靖二七年四月に官軍を派遣して廢港とするまで、海禁制下の密貿易基地であつたことはよく知られている。

『日本一鑑』によれば、密貿易港としての雙嶼の繁榮は、嘉靖五年、福建の鄧某が按察使司の獄を破つて海上に逃げ、番夷を誘引して商賣を始めて以來のこととされる。これはポルトガル人が嘉靖二年に一旦廣東から放逐された事件と關連があると考えられ、⁽⁷¹⁾嘉靖初年あたりから、雙嶼がすでに外國人の隠れ集う密貿易港として機能していたのは確かなようである。同じく『籌海圖編』の「寇踪分合始末圖譜」では、嘉靖一八年に金子老という人物が西番を勾引して交易し、

嘉靖一九年には李光頭がそれに加わったことになっている。金子老は、早くも嘉靖二一年には福建に歸還して二度と現れなかったとされるが、翌二二年には許棟が雙嶼に合流、さらにその翌年には王直が許棟の一味に加わっている。

王直は徽州歙縣の生まれである。若い頃から奔放で義侠心に富み、長じては知略がはたらかき氣前もよかつたので、人々の信服を得ていたとい^⑫う。上記の徐惟學・葉宗滿・謝和・方廷助らもみな當時の不良仲間で、ともに放蕩し、互いに謀って、中國は法が厳しく何かという禁に觸れるので、海外を渡り歩いたほうがましだという話になった。こうした王直の前半生は、前章で見た崇明縣の王棣の人物を彷彿とさせるところがある。兩者とも、同じく俠氣に任じ、威信餘人を壓する江海の蕩兒であつた。かたや王棣が鹽賊の首領としてその生涯を通じて崇明を足場としたのに對し、王直は同様に徽州の朋黨と江海の間に遊蕩しながら、いつしか海外世界に新天地を見いだした。彼が中國の法網を逃れて、同郷の葉宗滿らとともに廣東に移つて巨艦を建造し、海外諸國に足を伸ばすべくその第一步を踏み出したとされるのが、嘉靖一九年、すなわち「海寇」・秦璠と黃良が崇明南沙を根城に官府への反旗を翻し、完膚無きまでに打ち敗られた、まさにその年であつた。

また、『平海事蹟』には、次のような記事が載せられている。前述した施天泰の亂の後半、天泰の降伏後の弘治末・正徳初年のことである。鎮海衛指揮の陶綱が船隊を率いて敵軍を海上に追つていた。しかし一隊は單獨でやや遠洋に出すぎてしまい、不意に出會つた船中の人々の容貌がみな黒いのを視て驚いたという。本文は陶綱が溟海にまで達したものであろうとしており、この時の官軍の航行範圍が豫想外に廣大なものであつたことを窺わせている。また、これに關連する話は鄭若曾の『江南經略』にも述べられている。彼の幼少期、同郷に奚秋蟾という老人がいた。奚老人の語るころでは、彼は以前、醫者として太倉の衛官の下ではたらいっていたが、鈕東山の追討に従軍して廣東の東南海上に至り、さらに幾千里かを航行した經驗があつた。五ヶ月にわたる船上生活のおかげで、老人は海船の特性についてあらかた知

り盡くしていたとい⁽⁷³⁾う。

改めて強調するまでもなく、太倉から廣東まで、そして廣東から東南アジア海域へは、一片の切れ目のない海である。太倉から發した船舶が、船頭の意志一つで海外諸國にまで航行範圍を廣げることができたのは、奚老人の追憶を待たずとも自明のことであろう。江浙閩粵間の商業交通は、明代中期には相當の發展をみていた。東南沿岸の海上航路では閩粵海商が壓倒的な優勢を占めたが、嘉靖年間當時、江浙方面からも徽州商人が同ルート上に乗りに出して相當の勢力を築いていた。すなわち、許氏兄弟や王直を筆頭とする「倭寇」に連なる人々の流れである。⁽⁷⁴⁾

崇禎州志の「使日本針路」を見れば、太倉から日本へと向かう船舶にとって、雙嶼は航路上の重要な目印の一つとされていたことが分かる。⁽⁷⁵⁾恐らくは明代より遙か以前から知られていたと思われるこうした渡海ルートを嘉靖期の「海賊」も「商人」も縦横に航行したが、彼らの中には、中國本土で罪を犯し、官軍の追捕を逃れて海外諸國に亡命した者が相當數含まれていたであろう。秦璠の亂に際して江淮總兵湯慶が浙江の軍船を動員して南沙を包圍することを提議しているように、戦いに敗れた「賊」の群れは、たいていの場合海上に四散した。明代中期までの海上は官府の法による治安秩序が確立されておらず、カネと暴力のみがモノをいうアナキーな空間が、亡命者たちの恰好のアジールとなっていた。秦璠・黃良と王直とを結ぶ確實な史料の根據は今のところ見出せないし、本稿はそこに直接の關連を指摘しようと意圖するものでもない。ただし、たとえ王直自身が南沙の反亂軍に加わっていなかったとしても、太倉と崇明をめぐる度重なる反亂とその鎮壓の過程で、「官軍」の殺戮から逃げ延びて雙嶼周邊に新たな生存の場を見出した者は決して少なくなかったであろう。下海通番の禁という有名無實の國是の背後で、海上の無統制とそこに跳梁する暴力の強大化は加速度的に進みつつあったのである。

(二)「沙民」と「倭寇」

南沙と雙嶼は、以上のような「海寇」の活動を媒介にすると、ある種の共時性を帯びてくる。嘉靖二七年、當時浙江巡撫であった朱紘が、雙嶼をはじめとする沿岸諸島の攻略に先立って海禁を勵行した背景には、海に生きる人々に對する根本的な不信任がはたらいっていた。彼の見た海とは舶來の洋貨行き交う交易の巷ではなく、禮教及ばず、良識の行き渡らない文明社會の最果てであつた。敕任の巡撫都御史という立場上、波立ち騒ぐ海上のアナキーを座視して荒れるにまかせておくわけにはいかなかったのであろう。朱紘にとつても海禁は至上目的ではなく、治安秩序確立のための戰略であり手段であるに過ぎなかつたが、彼のストイックで國權主義的な秩序觀は、現地民生の擁護に回つた閩浙士大夫たちのそれとは大きく異なつていた。蘇州附郭出身のエリートである朱紘が閩浙沿海の民衆にそそぐ冷徹なまなざしは、あたかも江南士大夫が沙民に對して懷いた憎惡や蔑視と重なり合うものであつた。

江南の住民が恐れ蔑み、排除しようとしていた海上の暴力とは、單に崇明土着の住民というよりは、むしろ三沙周邊の江海上を往還する雑多な人々の中に胚胎するものであつた。正統年間の『重修崇明縣志』は、三沙の住民は元來みな江淮や浙江等の地方から來附したものであるとする一方、その多くが戸籍は本縣に置きながら自身は他所に居住していると述べる。⁽⁶⁾當時廣く行われた「沙民」という呼稱も、特定の集團に歸屬する一群の人々というよりは、江南デルタの住民が三沙水域で見られる平底の小舟を操る人々を指す場合に漠然と用いたものであつたように思われる。また、海上に渦巻くカネと暴力の問題は、嘉靖倭寇期に至つて初めて意識されたものではない。時代は成化弘治年間に遡るが、陸之裘の祖父陸容がその著『菽園雜記』において、太倉周邊の水産業界をめぐる經濟構造とそこに胚胎する暴力に言及し、以下のように述べている。

石首魚の漁期は四・五月である。浙東の温州・台州・寧波近海の民は、毎年船に乗つて出海し、金山や太倉附近ま

でやってきて網を打つ。太湖の淡水はここで東に注いでおり、魚はみなそこに集まる。他に健跳千戸所などにももちろん魚はいるが、ここほど多くはない。金山・太倉の近海の民はただ魚を捕って時鮮に供するのみだが、温州・台州・寧波の民は、これを捕って鹽漬けにしたり、膠を取ったりと、その用途は廣く、利益は大きい。以前私は、沿海地方の人々は漁業と製鹽の利益に生活を依存しているため、これらを禁止するのは甚だ便宜に悖ることだと思っていた。しかし今日、そうした利益はみな勢力ある家々が獨占しており、貧民たちはただ彼らからその雇い賃を得ているに過ぎない。それらの船は、出海して魚を捕って戻らなければならぬが、獲物がない時に魚を積んだ船に出會うと、恐るるに足らずと見ればその乗員を皆殺しにして掠奪に及ぶこともある。これではやはり禁止しないわけにはいかないというものである。福建や廣東のように密かに外蕃と通じて邊境を騒がせるようなことはないが、淡菜・龜脚・鹿角菜の類を採るには日本近海の島嶼にまで赴かなければならず、あるいは外患を惹起しかねない問題である。これは邊防を責務とするものが知っておかねばならないことである。⁷⁷⁾

陸容が説くところでは、太倉周邊海域の治安悪化は浙江から出漁してくる漁船群にその責めが歸せられる。彼らの間で發達した雇用労働制とその必然的な結果である不均等な富の分配は、漁民間の貧困問題を助長し、ひいては凶悪犯罪の温床ともなっていたという。彼自身、浙江布政使司に右參政として任官した経験もあり、とりわけ山間や海濱に居住する「頑民」については、自然とよくない噂が耳に入っていた。⁷⁸⁾ 福建や廣東から南洋方面へ向かう密航者の存在は當時からすでに知られていたが、日本についてはこの時點では陸容も警鐘を鳴らすのみに止めている。「倭寇」は彼にとつても、體驗的實感を缺いた未生以前の記憶であった。しかし、ここに見る陸容の懸念は、嘉靖年間の士大夫たちが「倭寇」を論ずる際のある種典型的な言説に重なるものである。明代の國際平和は中國と海外諸國との間の「人臣に外交なき」朝貢關係によって維持されていると見立てられていたが、海を越えてゆく船乗りたちはその阻害要因であり、また

その退廢の表れでもあると考えられていた。そして、蘇州近傍の士大夫にとって海禁とは、彼らが郷里において特權的に享受する平和と安全を維持するためには、確かに合理的な措置であった。『籌海圖編』の著者・鄭若曾は、その著『江南經略』の中の「黃魚船議」において、次のように述べている。

倭變が起こつてからというもの、當事官は、倭が漁民になりすまし、漁船を奪つて紛れ込み、さらには漁民を捕まえて道案内をさせたり、漁船を鎖で舫もやつて味方に充てたりすることを憂慮していた。また、賊が兵船の攻撃に遭つて内地に追い込まれたり、漁船を追い回して内港に紛れ込んだりする場合もあつて辨別のしようもなかつたため、遂に漁業を禁止してしまい、あえて口を開く者もなかつた。⁽⁷⁹⁾

「倭」と民船との判別の難しさは、必ずしも倭の偽装によるものばかりではなかつただろう。この場合の「倭」とは、もちろんイメージの上では日本人を想定するものだが、現實には多くの場合、時には倭に偽装すらした中國人海賊を指していた。そして、治安當局も「賊」の活動を陰に陽に幫助する現地住民を、單に嚴罰をもつて對處するだけでは事態の打開が望めないことを十分承知していたであろう。松江府出身の内閣大學士徐階が、「倭寇猖獗」甚しかりし嘉靖三三年ごろに總督軍務張經にあてた書簡には次のように見える。

聞けば、蘇松海濱の小民は、しばしば賊と往來貿易し、賊は彼らを買収してスパイとして使つてゐるようである。ゆえに我が方の動靜について、賊の方では知らないことがない。もし賊をして堀と防壘とで守りを固めさせ、我が方と全く往來を絶たせようとしても、こちらからはどうすることもできない。現今すでに相手は我が方の民と間斷なく往來し、彼らを用いることを心得ているのに、どうしてこちらからはそれができないのか？海濱の富民はすでに城中に居を移して久しく、海上にあるのはその佃戸や家僕たちである。もし、府縣の方で意を用い、富戸のうちの豪傑を訪ねて厚く禮遇し、その佃戸や家僕を我が方で用るならば、賊の情報を得られるだけでなく、彼らを内應

させることもできるだろう。⁽⁸⁰⁾

前章ですでに十分語り盡くしたように、太倉近海沿岸地帯の住民は、以前から官府に對して叛服常ならぬ危険な勢力であった。彼らは「倭寇」の出現以降はしばしば「倭寇」勢力に與しており、三沙は「倭寇」の巢窟の一つとも見られていたのである。⁽⁸¹⁾實際、「倭寇」と呼ばれた一群の反亂者たちは、ごく少數の日本人を除く大多數が彼ら「沙民」に類する江海の流民に占められていたものと思われる。しかし同時に、「倭寇」が江南を脅かすようになってからも、「沙民」たちは依然として體制秩序の中で自らの居場所を確保していた。「沙民」とはあくまで「倭寇」とは別個の概念範疇である。彼らは、官府及びその統治に服する内地の良民一般にとって、時に憎むべき盜賊であり反亂者であったが、同時に招撫という形での赦免可能性を與えられた存在であった。それはあたかも「倭寇」を構成する「脅從者」たちが、官府の歸順工作に取り込まれると、状況次第ではいつでも海上に奔る心積もりで、腰掛け代わりに官軍の武力を形成していた状況と重なり合うものであろう。さらに言えば、彼ら「沙民」は、「倭寇」という敵性概念の普及をまっけてはじめて、「禦倭」という共通の目的の下に官府や内地の良民一般と連帶する契機を得たのかも知れない。同じく徐階が應天巡撫周珣にあてた書簡には、また以下のようにある。

沙民は本來賊を殺戮するだけの力をもっているが、これまでのところ給與も十分でなく、賞罰も一貫していないため、彼らは賊のなすがままに任せてこれを殺さず、かえつて賊に用いられるところとなっている。今、もし彼らの俸給を優遇し、褒賞の格を上げ、裝備を支給して信頼關係を築くことができれば、必ずや協力が得られるであろう。⁽⁸²⁾ 漁船を動員して「禦倭」に充てることは當時一般に廣く行われていた。武装した民船は、現地官府にとつても沿海民衆にとつても兩刃の劍だが、その出海を禁止して人々の生計の手段を絶つことが、「倭寇」の掃討どころか問題をより深刻化させるものとして浙江や福建の沿海地方でも大いに異論を呼んでいたことは、ここで繰り返すまでもないだろう。

鄭若曾は、『江南經略』の「沙船論」に以下のような問答を記載している。

ある者が尋ねた。「盜賊を捕らえるのは沙船だが、盜賊をはたらくのもまた沙船である。海賊はめつたに發生するものでなく通常は平和なのだから、沙船を常備する必要などないではないか。」(答えて) 曰く、「そんなことはない。海上の諸沙は面積は廣いが稅糧は輕く、太倉・嘉定・崇明・常熟の富豪の所有地や人々の居住地がある。そこを往來するには沙船によるしかない。これを禁止することなどできようか。」(尋ねて) 曰く、「ならば沙船が盜賊をはたらくのをどうすればよいのか?」(答えて) 曰く、「魚・鹽・蘆葦あしは、天然のもたらず利であり、利のあるところ、民は必ずそこに集まる。荷を積みながら盜賊をなす者などいるはずはない。空荷で歸港してはじめて掠奪を行うのである。その掠奪のゆえに、その生業まで禁ずるといふ道理があるだろうか?」⁽⁸³⁾

「沙民」の敵性とその軍事的有用性とは、あくまで内地の側から見た兩義性である。實際、兵員として官軍に従った多くの士卒たちにとって、戰鬥に際して金目のものを略奪することは報賞代わりの役得として半ば公認された行動であり、彼らの戰鬥參加の主要な目的を占めたであろう。この點において、官軍と盜賊を區別することは時として無意味である。同様に、盜賊としての「沙民」と良民としての「沙民」との間に明確な一線を引くことは難しかった。なぜなら、その場その時の自然條件に大幅に依存する漁業という生活基盤の不安定さが、恐らくは陸容の言うような經濟構造の平等の問題と相俟って、しばしば彼らを窮迫をしのぐための掠奪という暴力的な行動に追い込んだからである。しかし、江南の經濟生活は、沙船の漁業や水運に負うところもまた大きく、彼らを完全に排除することは現實に不可能であった。「沙民」があくまで「沙民」である限りは、その生業を全くすることを一方で求められてもいたのである。

ある意味、「沙民」と「倭寇」とは、同一の實體を指し示す異なる二つの名に過ぎない。あえて極論するならば、「倭寇」とは、「沙民」の潜在的な敵性を換骨奪胎し、國家社會の存立を脅かす「他者」として新たに焼き直したものであ

った。そして、依然「沙民」たる「沙民」は自らのネガとしての「倭寇」と對置され、外來の侵略者である「眞倭」に對する抗戦力と假想されることによって、その積極的存在意義を稱揚されることになる。こうした條件の下、「沙民」たちは、あたかも江海の散沙が凝^こつては沙州をなすように、滄海變じては桑田となつて、明朝主導下の體制秩序の一翼を擔つてゆくのである。

おわりに

以上、本稿で論じてきたことの總括にあたって、筆者は三つの論點に關して私見を提示することでこの稿を閉じようと思う。すなわち、本論中で扱った事件のそれぞれ社會史的・政治史的・文化史的側面についての結論である。

第一に、本論考の基調となる社會史的側面について述べよう。本稿は、明代中期の中國社會を『平海事蹟』という「限られた一つの窗」から見たものに過ぎないが、いわゆる「嘉靖倭寇」以前の長江下流沿岸地帯が、決して他の地方志などで漠然と語られるような太平の無風状態にあつたわけでないことは明らかである。十年をおかずして繰り返される追討劇は、時には煙雨の樓臺を後景に配し、また時には夜半の鐘聲を遠耳に聞きながら江海の水面を赤く染めたことであろう。それは騷人醉客が傾城に膝枕する春風秋月の裏舞臺であつた。

「盜賊」として追討の對象となつたのは、當時江海の間で私鹽を商い、時として強盜まがいのヤクザ稼業に携わつた人々の、ほんの僅かな一部を占めるに過ぎない。劉通の事例に見るように、主犯格のお尋ね者が捕らえられると、通常、その手下を自稱する者の諸々の悪行は「賊首」の一身に負わされ、從犯とされた者は、その罪狀の立證が難しいこともあつて、脅從者として放免されることが多かつた。これは名のある「賊首」を見せしめにすることで一罰百戒が期せら

れたものである。その當否については當時から盡きせず議論が交わされたが、いずれにしろ「盜賊」の出沒は後を絶たなかった。

また、捕らえられて有罪と裁定されながら死罪を免ぜられて遠方に充軍させられた者が、密かに故郷に舞い戻ってくるようなことは珍しくなかったものと思われる。さらに、中には王棟の逮捕に遣わされた願翼のように、知州の裁量によって死刑囚が「功を以って罪を贖う」こともありえない話ではなかった。規定上の制裁が意味をなさないとなれば、罰する側もまた法定外的手段に訴えざるを得ない。審理過程における杖殺や獄中での私刑がはびこつたのも、また無理ないことであつた。

そして、本稿を通じて筆者が何よりも強調したいのは、如上の戦役に際して官軍の側に就いた者も、状況が變われればたちまち盜賊の罪名を蒙つて追討される立場となり、逆にかつて盜賊の群れの中に身を置いた者が形勢の歸趨を見ながら官軍に寝返るといった状況はいくらでもありえたという事實である。明朝の體制下で軍役の中核を擔うべき衛所軍戸が、州縣民戸からは相當にやっかいな存在と見られていたことは一般によく知られているが、衛所問題に限らず、官府による盜賊追討の實質は、時として私鹽の賣人や無頼の遊民同士の私的な抗争にその美名を冠しただけに過ぎなかつた。頻發する反亂の背景には、平時は市井の「良民」としてカタギの生活を送りながら、指導力のある頭目が出現するたび盜賊團に加わつて反社會的行爲に手を染め、官軍の追討を受ければ招撫に應じ、投降後は逆に「盜賊」の討伐に従事して恩賞に與り、反亂が平らげば足を洗つて再び「良民」として日常生活に沈潜してゆく人々の廣汎な存在を窺うことができる。敢えて反論を恐れず言うならば、衣冠整齊、文質彬彬とした官僚士大夫よりも、軍・民・良・賊の「名分」のはざまをお構いなしに渡り歩く江海の俠客たちこそは、傳統的な中國社會のある種本質的な一面を體現する存在であつた。そして、彼らは傳統中國の「中央集權體制」を絶えず脅かす反面、その物理的強制力を代行することに

よってそれを構造的に支えていたのである。⁽⁸⁾

第二に、如上の社會像から導かれる政治史的側面について述べておこう。本稿で取り上げた諸事件に對して何らかの歴史の意味付けを行うとするならば、これらの事件が、従來「嘉靖倭寇」について語られてきたような日中關係史や海外貿易史の文脈と完全に一致するものではないにしろ、むしろその基層において「嘉靖倭寇」の前提となる諸條件を準備するものであったという事實に注目せねばならない。つまり、嘉靖三一年以降數年にわたった江南の動亂は、日本人の海外進出や海禁令の不條理等もその一因として數えられるとはいえ、少なくとも『平海事蹟』の意を汲む限り、その主要な因子はむしろはじめから江南デルタにほど近い江海上に長年の閒たゆとうていたのである。

官府は治安維持のため江海上の盜賊たちをその指導の下に招撫し、拒むものに對しては時として軍事力に訴えたが、本來カネと暴力が支配するアナキーな世界に官府による統制の論理を持ち込むことは、かえって彼らの一部をより過激な反亂に追い込むものでもあった。それでも當局者たちが羈縻の手綱を緩めようとしなかったのは、そこに流れ込み、蓄えられてゆくカネと暴力が、いずれは官府の秩序を脅かし、社會と人倫を變性させる危険な存在となりうることを豫測されたためであろう。陸上から江海上へ、中國近海から日本をはじめとする海外諸國へと、官府の法秩序を逃れてゆくヒト・モノ・カネ・ウワサの流れが、浙江や福建等の沿海諸省を直接の窓口としてしていることは、すでに耳聰い士大夫の間では常識に屬しており、それをいかに食い止めるかが嘉靖年間には國家的な政治課題として浮上しつつあった。蘇松地方の士大夫にとつて、「倭寇」よりも何よりもまず、江海上を往還するカネと暴力こそが、既存社會の平和と安全に對する眼前の脅威だったのである。浙江巡撫朱紘の悲劇はこうした文脈を前提とした上で、はじめて正當に理解されうるであろう。

第三に如上の「倭寇」觀の出どころである『平海事蹟』の文化史的側面について述べねばならない。まず、『平海事

『平海事蹟』の序文は、太倉の文人陸之裘によって著されたものだが、その内容の全文が彼の手になるわけではない。太倉の地誌は、州制施行以前の崑山・嘉定・常熟三縣の地誌等を参照しつつ、國初洪武年間から嘉靖中葉までの間、當地の文人たちによって代わる代わる書き繼がれてきたものであった。ただし、少なくとも圖山の役に關する記事内容に陸之裘の個人的體驗が織り込まれていることから、それ以後の事件については、關係者からの傳聞を整理して記事にまとめたのは彼自身ではなかったかという推測も成り立ちうるであろう。

『平海事蹟』は、何らかの一貫した思想を見いだすには抽象度に缺け、政論にしては具體的な提言はあまりに乏しい。ただし、沙民を擁護し、官軍の非道を暴き、「盜賊」たちのつかの間の哀歡を描き出すその筆先には、時の権力と政治的現實に對する記録者たちの冷めた視線を感じ取ることが出来る。ただし同時に、彼らは決して當時の價值觀を革命的に覆そうというような意識は持っていない。陸之裘は舉人の身分でありながら、一介の書生に終わることを慾せず、胸の内に經世の志を秘めた相當の野心家であった。官位にこそ恵まれなかつたとはいえ、彼もまた名望高き書香の家に生まれ、文運天下に甲たる蘇松の名士に立ち交じつて文壇に功名を競い、晩年は貧寒に甘んじながらも生命にかかわるような飢餓にさらされることもなく、自ら信ずるところの「經世濟民」を放談することができた。その意味では、彼自身がいかにも不羈の才子を氣取ろうとも、結局は一士大夫として既存の「名分」から自由であつたわけではない。彼にとつて、眼前の時代の混迷は、社會體制のありかたそのもの問題ではなく、あくまでその運用の巧劣にあり、最終的には當局者個人の賢愚得失に歸せられる。彼の境遇からすれば、明朝の天命を見限つて理想社會を夢見る自由も、また政府そのものの存在意義を否定してアナキーな無賴の自由を求める理由もなかつたのである。

しかし、よりよい社會とは、そこに生きる人々にとって、必ずしも常に體制の暴力的な變革によって得られるものではない。また、體制内に身を置くことが批判そのものの意味を減ずるわけでもない。官府による勸善懲惡を追認するだ

けのありきたりな地方志の記述と比べれば、『平海事蹟』は確かに體制内における良心の聲とも言うべきものであった。「二介の書生」に過ぎない陸之裘にできることは、何よりもまず、彼の知る限りのありのままを伝え受け、それを書き記して公共の場に曝すことであつた。そしてそれが『太倉州志』という半ば公的な媒體に載せられたことも、明代後期の言論のありかたを象徴的に示すものといえるだろう。折しも、人々は官府から下される權威ある教條よりも、野史小説に描かれる醜い「眞實」を求めていた。正徳・嘉靖年間に至つて、ようやくその他の地方志の記述においても「大きな道理」よりも「小さな現實」が語られ始めていた。作爲と欺瞞で凝り固めた「美しい國」を禮贊するより、現實社會を見渡す限りの矛盾に良くも悪しくも改革のメスを入れるべく、野心的な士大夫たちはそれぞれの思うがままを主張し、實行しようと手ぐすねを引いていた。『平海事蹟』とは、陸之裘にとつてまさにそのような時政講究の一環であつたであろう。それは、太倉という場で繰り返されてきた「小さな現實」が、再び「勦滅倭寇」を叫ぶ主戰論者たちの怒號に掻き消される直前に、當地の「二介の書生」によつて記録された「嘉靖倭寇前史」であつた。陸之裘の見た太倉の海は、「沙民」たちの血潮に汚れる動亂の海であつた。そして、それは今日の我々の目に映る限り、やがては「嘉靖倭寇」の狂騒に至る江南社會の歩みとして、さも似つかわしいものであろう。

陸之裘が同郷の士大夫たちの間でろくな評判を得ることができなかった原因のひとつは、同時代の社會について彼自身が描いていた何らかの構想が、結局のところ極めて個人的なものに止まつており、それを社會一般のレベルで共有することが困難だつたためかと思われる。彼とその兄陸之箕の文章をまとめた『陸氏伯仲集』の序文は、同郷の王世貞が記したものである。王世貞は陸氏兄弟と舊知の間柄だったが、この文集の編纂に彼自身が積極的であつたわけではなく、序を寄せたのもむしろ當時の州同知のたつての申し出を斷り切れなかつたためであつた。一代の文豪として盛名をほしいままにした王世貞から見れば、陸氏兄弟は郷里の名門とはいへ進士の身分さえ手にもできない斜陽貴族に過

ぎなかつた。文人としての之箕は人がいいだけの凡才、之裘は破れかぶれのデカダンで、酒が入ると恵まれない身の憂さをかこつてめめそと泣き、周囲からは變人あつかいされていたという。之箕は職に就くことなく早世し、之裘には浙江省處州府の田舎町・景寧の縣學教諭という閑職があてがわれたが、任官先でも上官から重んじられることはなく、早々に職を辭して郷里で餘生を送つた。晩年の陸之裘は、貧しい生活の中、文筆にも倦んでは、自分には人望も權勢も望むべくもない、もはやこの世の中で誰に理解されることをも期待するまいなどと漏らしていたという。人生の勝利者・王世貞が自ら持するところでは、當世に訴えかけ、同時代の人々に共感されることこそ文人の本懐であり、後世の評價をあてにした文筆活動など迂遠の業であつた。あからさまには言わないものの、それは陸之裘を特にその典型とするような、我が身の不遇を周囲の無理解のせいにしてかばそいプライドを保っている世の文人才子に向けた皮肉であつたように思われる。王世貞にはそれだけの自負があつたに違いない。彼の著した「倭志」など、その史料價値はどうあれ、彼の在世時にはさぞかし廣く讀まれたことであろう。彼が陸之裘などと誼みを通じたのも、傾きかけた同郷の舊家に對する慈善の一環であり、並び立つもののない成功者としての虛榮心とない交ぜになつた憐憫以上のものではなかつたと言つてよい。

だが、王世貞に憐れまれ、蔑まれていた陸之裘がまとめた『平海事蹟』は、玉石混淆の海防論議の中でも一種獨特の地位を占めている。それはやがて蘇松地方の「倭寇」へと變貌を遂げるであろう江海の「盜賊」たちの生きざま死にざまを餘すところなく描き出し、凡百の倭寇論には及びもつかない無類の證言となつた。そしてそれは後世の『太倉州志』諸版に組み込まれ、太平の盛世に沸き立つ江南市鎮の底邊に、暗い地下水のように伏流していた「嘉靖倭寇前史」を語り繼いでゆくことになる。人々はともすれば彼の名を忘れがちではあつたが、その文と意は今日に残された。貧窮と孤獨のうちに世を去つた陸之裘は、まさしく後世に知己を得たのである。

(1) 注

「倭寇」に關わる戦前の研究のうちには今日でも参照されるものが少なくないが、ここでは冗漫を避け、小葉田淳「中世南島通交貿易史の研究」(初版・日本評論社一九三九)、同「中世日支通交貿易史の研究」(刀江書院一九四一)を挙げておくにとどめる。戦前の研究史の詳細については、田中健夫「中世海外交渉史の研究」(東京大學出版會一九五九)第一〇章「中世海外交渉史研究の動向」を参照。戦後の研究状況についても田中健夫「對外關係史研究のあゆみ」(吉川弘文館二〇〇三)が参考になる。戦後間もない時期の「倭寇」研究としては、石原道博「倭寇」(吉川弘文館一九六四)が、さしあたり日本側の言い分を盡くしたものであろう。また、「明實錄」等、中國の官製史料に依據した研究として、佐久間重男「日明關係史の研究」(吉川弘文館一九九二)があり、最近では檀上寛の明初の海禁に關する一連の論文が挙げられる。八〇年代後半から網野善彦・村井章介・高良倉吉等によつて、日本史研究においても海を越えたボーダーレスな世界觀が廣く普及し始める。荒野泰典・石井正敏・村井章介編「アジアのなかの日本史」全六卷(東京大學出版會一九九二、一九九三)は、九〇年代初頭におけるこうした研究の集大成と言つてよい。しかし、その後十年餘りの間に發表された研究成果は膨大な數に上り、關連情報の蓄積は著しい。聞けば近々このシリーズの續編の刊行が豫定されており、さらに二〇〇八年には岩波書店から「海域アジア史研究入門」と題するアジア海域史研究の手引きが出版されるという。また、筆者も研究分擔者として参加する平成一七年度「二一年度文部科學省特定領域研究「東アジアの海域交流と日本傳統文化の形成」(通稱「寧波プロジェクト」)は、「東アジア海域における人的・物的交流の歴史を多分野横斷的に分析し、日本の傳統文化形成過程を再検討することを目的とする」もので、近

(2)

代以前の海を越えた國際關係に對する學界の關心の一端を窺うことができる。「寧波」については以下のURLを参照。http://www.i.u-tokyo.ac.jp/maritime/index.html
中國大陸の研究者による「倭寇」問題の扱いについては、范中義「明代倭寇史略」(中華書局二〇〇四)の「前言」にまとめられた研究史回顧が参考になる。「反海禁鬪爭論」の代表的な論著としては、戴高焯「明代嘉隆間的倭寇海盜與中國資本主義的萌芽」(中國社會科學出版社一九八二)が筆頭に挙げられるだろう。また、明代中期以降の「倭寇」や密貿易の盛行と商業經濟の發展との關係を實證的に探求したものととして、林仁川「明末清初私人海上貿易」(華東師範大學出版社一九八七)は、資料集としても必讀の文獻である。

(3)

「倭寇」の本質を日本と中國という民族間の戰爭と見る考え方は、中國では明代以來連綿と受け繼がれている。陳懋恆「明代倭寇考略」(初版・哈佛燕京學舍一九三四)は日中戰爭期に刊行されたもので、近代的スタイルをとつたこの種の研究としては古典的著作である。八〇年代の「民族戰爭論」としては、陳學文「明代的海禁與倭寇」(中國社會經濟史研究一九八三)、同「論嘉靖時的倭寇問題」(文史哲一九八三)、同「朱執抗倭衛國的歷史功績」(福建論壇一九八三)、同「朱執抗倭衛國的歷史功績」(福建論壇一九八三)が挙げられる。また、近年發表されたこの種の論著としては、前掲の范中義「明代倭寇史略」(中華書局二〇〇四)が典型的なものである。

(4)

明清時代の海防と海外貿易に關する最新のアプローチとして、王日根「明清海疆政策與中國社會發展」(福建人民出版社二〇〇六)を挙げておきたい。ただし、著者の「倭寇」概念には疑問を残す。昨今大陸でやや流行の感ある「民族戰爭論」に對する反論としては、樊樹志「倭寇」新論——以「嘉靖大倭寇」爲中心」(復旦大學學報二〇〇一)が比較的よく知られているよう

である。しかし、これは著者自身も述懐するように、「新論」とはある意味皮肉に響くほど、古典的な議論に基づいた啓蒙的論述に終始したものである。

(5)

「倭寇」問題に關して、臺灣では、陳文石「明嘉靖年間浙福沿海寇亂與私販貿易的關係」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』三六上一九六五)後に『明清政治社會史論上』所收臺灣學生書局一九九一)が比較的早い時期の研究として挙げられる。臺灣の「倭寇」問題研究者として、鄭樑生の名を落とすことはできないが、その基本的な立場は、「倭寇」問題を明代日中關係史という文脈で理解するものである。その代表的な業績として、『明史日本傳正補』(文史哲出版社一九八二)、『明代中日關係研究』(以明史日本傳所見問題爲中心)(文史哲出版社一九八五)、『邦譯「明・日關係史の研究」(雄山閣出版一九八五)、『明代倭寇史料』(二七)(文史哲出版社一九八七)、『二〇〇五』等がある。中央研究院の『中國海洋發展史論文集』は、一九八四年から二〇〇七年までの間に九編が刊行されている。このうち、嘉靖倭寇に直接關係する論文として、張彬村「十六世紀舟山群島的走私貿易」(第一輯一九八四)は一讀に値する。臺灣の研究者による「倭寇」問題に對する近年の研究史整理として、吳大昕「明嘉靖倭寇研究的回顧」(『明代研究通訊』二一九九九)がある。

(6)

程穆衡『太倉州名考』(邵廷烈『棟香齋叢書』匏集)。

(7)

『嘉靖太倉州志』の卷頭には、同書に先立つ太倉の地誌數種が列擧され、それらの原序が掲載されている。第一に洪武年間の進士陳伸による『太倉事蹟』、次に陸容の『太倉志稿』、第三番目に桑悅の弘治州志が擧げられ、さらに都穆の『太倉志』、龔持憲の『太倉攷』が續く。ただし、桑悅の弘治州志を除く諸書は、今日いずれも散佚して傳世は確認されておらず、残された序文からその相貌を偲ぶよりほかない。

(8)

太倉州は、清代雍正年間以降江蘇省の直隸州となり、鎮洋・崇明・嘉定・寶山の四縣を管轄した。民國期以降は太倉縣に改められ、さらに日本の占領期を挟んだ紆餘曲折を経るが、人民共和國以來蘇州地區に編入され、現在に至る。

(9)

『嘉靖太倉州志』は、國內では宮内廳書陵部と尊經閣文庫が所藏しており、その他復數の圖書館にいずれかの複寫本が收められている。筆者が使用した京都大學人文科學研究所の藏本は、後者を景照したものである。また、状態は劣るものの、天一閣の舊藏本が『天一閣藏明代地方志選刊續編』第二〇冊として景印出版されている。目録によつては重刻の年次のみを記すため、崇禎年間の編纂物と見まがうような記載もあるので注意が必要。

(10)

『崇禎太倉州志』は、舊北平圖書館所藏善本のマイクロフィルムが國會圖書館に、その景照本が京都大學人文科學研究所と東洋文庫に所藏されている。

(11)

このうち「元至正間平海一事」とは、當時元朝に與した張士誠と後に明朝に歸順する方國珍との抗争の記録であり、桑悅の弘治州志の記事を踏襲したものである。この記事は、陸容の『太倉志稿』の引文にも、やや字句を異にしながら掲載されている。記述者は太倉を守る側であつた張士誠に肩入れするあまり、やがて明朝から官位を授けられることになる方國珍を「海盜」と稱している。これは明代の編纂記事としてはその名分に悖るものであり、陸之裘は割注において、これは舊志の敘述であるため記述には誤りを含む、といった旨のコメントを加えている。

(12)

陸之裘の傳記については、『列朝詩集小傳』丁集中、『民國太倉州志』卷一八「人物二」、『弇州山人四部稿』卷六五「陸氏伯仲集序」等を参照。彼の文才は、その出生環境に負うところも大きかつたと思われる。彼の祖父陸容は、兵部系統の官職を歴任し、南京兵部の職方清吏司郎中を務めたほどの政治的實力者で、太倉の

- 州制施行にも當初主導的な役割を果たしたとされる。また、陸容は生前、やはり蘇州府下の文人として名を馳せた張泰・陸鈇とともに婁東三鳳とその文名を並び稱され、三者とも『明史』文苑傳に名を列ねている。陸容は詩文の才においては後二者に一步を譲ったとされるが、博學多識で史學の方面に秀でていたという。彼は『大倉州志』の雛形となった地誌『大倉志稿』を著しており、その文集『式齋先生文集』や隨筆『菽園雜記』などの著者としても知られている。陸容の傳記は、『明史』卷二八六、『國朝獻徵錄』卷八四、『嘉靖太倉州志』卷七「人物・宦蹟」等を参照。陸容の子で陸之箕・之裘兄弟の父である陸伸は正徳三年に進士となるが、宦官劉瑾派の肅清に巻き込まれ、まもなく獄死している。『嘉靖太倉州志』卷七「人物・文學」を参照。
- (13) 『宋史』卷四八七「張載傳」を参照。
- (14) 桑悅の傳記は、『嘉靖太倉州志』卷七「人物・文學」、「國朝獻徵錄」卷一〇一「桑悅傳」、「明史」卷二八六、『明詩綜』卷二四等を参照。
- (15) 植松正「現代の海運萬戸府と海運世家」(『京都女子大學大學院文學研究科研究紀要史學編』二〇〇四—三)。
- (16) 『太祖實錄』卷四九 洪武三年二月甲戌。明初洪武年間の海洋政策については、曹永和「試論明太祖的海洋交通政策」(『中國海洋發展史論文集』(一) 中央研究院三民主義研究所一九八四)、檀上寛「明初の海禁と朝貢——明朝專制支配の理解に寄せて——」(『明清時代の基本問題』汲古書院一九九七)等を参照。
- (17) 『太祖實錄』卷二二六 洪武一二年一〇月甲申、『弘治太倉州志』卷一 沿革。
- (18) 『嘉靖太倉州志』卷一〇 雜志。
- (19) 以下、州制施行の経緯については、『嘉靖太倉州志』卷一「建置沿革」を、またそれに關連する具體的な議論については、『嘉靖太倉州志』卷一〇「遺文」、「吳都文粹續集」卷一〇「公廨」等を参照。
- (20) 『嘉靖太倉州志』卷一 建置沿革「夫以爲毀之便者大要謂、官多則民擾、賦分則民貧、差繁則民困也。以爲毀之不便者謂、太倉居民附海、鹽盜出沒、軍民雜處、事難歸一、況當城守要害！歷宋元迄今、倭虜、台寇、沙醜作亂、至廬宸慮、勞廟謨、發京儲、遣官軍者、屢矣。是太倉乃東南重地、爲□□□□也。修築唯恐不及、而況其崩圯也耶？事關州治之大、因書其略以傳。」
- (21) 王銍銓『明代的軍屯』(中華書局一九六五)。
- (22) 『嘉靖太倉州志』卷三「瀕海之地多盜患、故其事以平海爲大。太倉東瀕海、海盜入婁江、則太倉先受患。上官之議用兵者、必從太倉集。謂平海之績、不當紀之太倉邪！」
- (23) 『嘉靖太倉州志』卷三「鎮海衛小卒劉通、少年服役爲官奴、既壯長身有勇技、不畏矢石、駕六舟販鹽江海。他剽掠及販匿鹽者、必曰「我劉長官船」、於是通之名日著。通一日出、偶直二商坐水濱哭。問之、商曰「我商人、財物盡爲劉通劫去、故留此悲慟耳。」通曰「我即通也。」問盜所往、遽追及之、叱盜止舟、悉收縛按之水、金帛盡以歸商。然通竟不能自解。成化十七年、操江都御史白昂患通、強議發京軍捕之。兵部尙書陳鉞以問、職方郎中陸容對曰「通、水盜也。用京軍何爲？必用之、則所過擾費民將弗堪。誠如某計、則一衛官可平耳。」昂既不得請、乃與撫按諸臣會太倉徵召舟師遠近成集。通所恃六舟、每官軍出追、則揚帆走。止則下釘、無如之何。上官竝爲有牘授指揮使武政持往諭之。政素知通篤於奉母、而厚善其故人。即單舸攜其母及故人、至海上呼通、出示官文、與爲不死誓、通泣拜請降。昂聞報、坐學宮召見通、復縱遣率其眾歸。既而遣通至府城、遂執送京師。通悔恨就誅、餘悉不問。」
- (24) 『憲宗實錄』卷二二九 成化十七年九月丁酉「誅強賊劉通等六人於市。通本直隸鎮海衛軍。成化十五年、犯罪亡命、因聚眾、奪民

船、往來江湖中、販鹽爲盜、剽掠殺人。南京僉都御史白昂、奉命巡江、逐捕久不得。因遣人誘致之、通等亦饑困、遂與其黨束身自歸於昂。收其器一千六十件、械通等二十一人送京師、法司當通凌遲處死、餘悉當斬。有旨、通等聚眾劫殺、拒敵官軍、當依律治罪。但力窮投首、俱減等。通當斬、命不必覆奏。首惡五人皆絞。餘繫獄、擬罪有差。」

(25) 『嘉靖常熟縣志』卷十 平寇「成化中、吳淞人劉通以販鹽、出入海上。久而有眾至數百人、劫掠濱江、民被其害。其黨至入雙鳳、擄人子女以去。有司招之不能下、其眾習於水技、官兵不能當、勢益張。時都御使白昂領操江、躬至海上、使鎮海衛指揮使武誘出之。通來降、擒之戮于市。支黨多逸去。」

(26) 『正德金山衛志』下卷二軍功「成化十八年、鹽徒劉通誘集四方逋逃、亡命、出沒江海上、剽劫屠掠、人甚苦之、有司以聞。命巡江都御史白昂、總督備倭郭鉉、設法勦捕。通遁入海中、賊黨愈眾。昂榜諭招撫之、通疑而不至。鉉率官軍戰艦追之海洋、賊遙望驚逸、以輕舟潛入太倉從命。其母問曰、何招撫之久而不來乎？毒我于獄者、汝也！通告以近在海洋惟見官軍戰艦、散滿四出、眾皆惶怖、無以拒。今之來、非本情也。然、鉉兵止千人、五、六艘而已。」

(27) 『孝宗實錄』卷二二 弘治一八年二月丙寅。「初、直隸蘇州府崇明縣人施天泰、與其兄天佩、鬻販賊鹽、往來江海、乘机劫掠。其仇董企者、白于知縣劉才、請往捕之。才遂率眾以往、天佩等迎敗之、焚其舟略盡、才急遂得免。凡其仇十餘家、悉縱火焚之。既而巡捕監察御史、招天佩、出降、死于獄。天泰等劫掠如故。會官兵捕盜上海、復遣之往、以功給賞。未幾、企使其子侄率眾八百餘人、渡海襲擊之。天泰與戰、董氏黨大敗、死者甚眾。後太倉州執企繫獄、而天泰竟不可制。巡撫都御史魏紳、巡江都御史陳璠等發兵往捕、天泰復潛至太倉城下、焚所募船、勢甚猖獗。紳等不得

已、遣官持檄招之、天泰乃降。」

(28) 『嘉靖太倉州志』卷二「崇明縣人施天泰、天常兄弟四人、居縣之半洋沙。其同縣董企家富而舊、天泰等出販鹽江海、還必後遺企。後漸易命、怠於歲餽。企怒、以弘治十七年春、西潛見知府林世遠言、「天泰等爲盜、不速處、後將難制。復請身任勦捕之責、但求得公文耳。」世遠懼激變、不許。企力陳其不足平、然企謀洩、竟以僨事。」

(29) 『孝宗實錄』卷二二 弘治一八年二月丙寅「紳等奏謂、天泰法當斬、但始由董企謀害、遂至拒敵殺人、勢非得已。況今悔過來降、人常從官兵捕獲他盜、較之負固不服者、似有不同、請賜裁處。」

(30) 『孝宗實錄』卷二二 弘治一八年二月丙寅。

(31) 『武宗實錄』卷一四 正德元年六月己巳。

(32) 『武宗實錄』卷一七 正德元年九月庚辰。

(33) 『武宗實錄』卷二一 正德二年正月戊戌。

(34) 『武宗實錄』卷二〇 正德二年九月癸卯。

(35) 『嘉靖太倉州志』卷二 兵防 平海事蹟「太倉人王泓」の條、「霑益州知州州人周表東海無波序(割注)」。

(36) 『孝宗實錄』卷二五 弘治一七年八月癸亥。

(37) 『武宗實錄』卷三〇 正德二年九月癸卯。

(38) 『嘉靖太倉州志』卷二 兵防 平海事蹟「太倉之屬縣曰崇明。崇明之諸沙、雖號有盜、然盜之渠率亦不盡出諸沙、江海中流劫爲姦者、率多詐稱沙民耳。故歷世以來、其著名於盜者、當各識其里縣、無令沙民獨蒙其惡也。」

(39) 『嘉靖太倉州志』卷三 兵防 平海事蹟「鎮江圖山等處賊董效、董政、施道士、袁蓮等、聚徒流劫。嘉靖三年春正月、鎮江指揮樊邦勇、千戶劉欽俱被害、兵壯死者甚眾。(以下省略)」

(40) 『嘉靖太倉州志』卷二 兵防 平海事蹟「殺惡以進善者上、殺賊以衛邑者次之、殺人以要貴者不取也。矧驅菜色以攻菜色邪？驅菜色

- 以攻菜色，是率未形之盜，除已亂之民也。且執賊，執其方爲亂者也。概而執則人必懼，懼則貳，貳則變，變則爲患多矣。」
- (41) 『嘉靖太倉州志』卷三「兵防平海事蹟」崇明人董介有五子，琦最少而好暴。王棣、顧文義與琦同縣，而名復相軋，琦兄弟忌之。(以下省略)
- (42) 中國的「民本主義」に關わる言説は古來枚擧にいとまがないが、ここでは弘治州志の編纂者である桑悅の『桑子庸言』(邵廷烈『棧香齋叢書』即『婁東雜著』金集)から以下の一節を紹介しておこう。「天之視聽同乎民，民之至愚通乎神。人君寄民之上，眾心壘之爲高位，眾力固之爲崇墉，眾有歸之爲富，有其可不重民耶？牛羊以畜之，草菅以刈之，虐乎民，則是慢乎神，慢乎神，則是逆天矣，天祿不永終乎！書曰，豫臨兆民，凜乎若朽索之馭六馬。先王其畏民哉！」ちなみに平生うぬぼれ屋として有名だった桑悅は、自身を孟子になぞらえていたという。
- (43) 『正徳松江府志』卷三一「遺事」、『正徳華亭縣志』卷一六「遺事」。
- (44) 『崇禎太倉州志』卷五「風俗志」。
- (45) 『孝宗實錄』卷八二「弘治六年十一月乙卯」南京錦衣衛指揮使王銳言，近年以來，刑官多恣意用刑，獄囚每淹禁致死，無干之逮繫者，不與決遣，隸人之羅織者，不爲禁治。無籍之徒，謀充獄卒，積年爲害，刑官或喜其便利，托爲腹心，姦弊皆由此出。又有貪利之徒，治巨艦出海與夷人交易，以私貨爲官物，沿途影射。今後商貨下海者，請即以私通外國之罪罪之。都察院覆奏，從之。」
- (46) 『嘉靖太倉州志』卷三「兵防平海事蹟」比歲秦璠王良據南沙構亂，所司請兵平之，其餘黨多通竄又擁王棣者爲長。操艦艦，挾器械，沿海入江，以販私鹽爲事。棣故稱俠，多智略，恩信結人心腹。由是江南北比假其姓名，猶能嘯聚，群不逞橫行剽劫，莫敢誰何。」
- (47) 『萬曆嘉定縣志』卷一五「兵防考上」海寇，『康熙崇明縣志』卷五「武備」寇警，『崇禎松江府志』卷四九「兵燹」，『萬曆上海縣志』卷一〇「雜志」兵燹。
- (48) 『萬曆崑山縣志』卷一「城池」、『萬曆嘉定縣志』卷三「營建考上」城池，『康熙蘇州府志』卷四「城池」。ちなみに崑山縣の城壁は、嘉靖一八年の二月に着工し、翌年五月には完成している。この工事には當時の蘇州知府王儀の盟友である禮部尙書顧鼎臣の後押しがあったとされるが、ひよっとすると當局の側にも、あらかじめ「反亂」の發生を豫期するところがあったのかも知れない。
- (49) 『萬曆上海縣志』卷一〇「雜志」。
- (50) 『嘉靖太倉州志』卷三「兵防平海事蹟」通州人秦璠，常熟白茅人黃良，竝居崇明南沙。南沙廣十餘里，長八十里，歲多取稻菽菴葦之利，亦鳩歛攫魚鹽爲姦，其同縣富戶號者民者十餘輩，日夜詣官府懇璠良等爲盜狀。」
- (51) 『康熙蘇州府志』卷一一「雜記二」十九年，討海賊秦璠、王良，平之。璠通州人，良常熟人，竝居崇明南沙。有勇力，家畜壯丁可百人，巨舟裝魚鹽，泊近洋，小舟分載入港，托貴官家爲名，州守以下皆有餽，一舉動無不知。凡所讎恨，執殺之，投海中爲常，縣民屢懇盜狀。」
- (52) 『嘉靖太倉州志』卷三「兵防平海事蹟」蘇州府知府王儀習聞之，及擢兵備副使守太倉，使人招璠、良等。使者詣璠、良所，言官府法甚嚴，言不足信。璠、良等疑，莫肯來。及回報，則又言璠、良等勢強盛，不畏官府。『崇禎太倉州志』卷一一「海軍志」既知府王儀擢副使，備兵太倉。于是招璠、良。使者顧言，官府法嚴，無可信者。歸又言，璠、良等勢強，非文牒可致。」
- (53) 『嘉靖太倉州志』卷三「兵防平海事蹟」璠忿乘勝犯州境，良不從，曰，守此尙可求生，苟壞大事則無赦期矣！」
- (54) 『嘉靖太倉州志』卷三「兵防平海事蹟」山人陸之裘庚子紀事(割注)誰爲贖書揭都市，臺司受誣盜亦冤。」
- (55) 『明文海』卷六九「東吳靖海錄」近歲邑之長沙民秦璠、王良、王

- (54) 岸、宋文晟、邵漢、顧良、徐守正等、皆前叛族之黨裔、私分部曲、世濟兇醜、出沒江海、盜販流劫、爲日久矣。兵備憲司、屢檄州縣招撫之、不肯降、自分不赦、益嘯聚亡命羣盜、鑄造兵器、樹立旗號、僞稱靖江王、內自太倉諸近地、外自大江千里間、白日殺人、燒劫市鎮、剽掠賈舶、不可勝計。沿江瀕海之民、騷然奔竄、而斥候捕邏之士、莫敢誰何。遂乃邀截運艘、戕殺兵吏、騰播妖言、無所顧忌、蠱屯豕突、勢漸獷狃。」
- (55) 『世宗實錄』卷二四三 嘉靖十九年一月丙辰。
『世宗實錄』卷二四三 嘉靖十九年一月丙辰。
- (56) 『世宗實錄』卷二四三 嘉靖十九年一月丙辰。
- (57) 『嘉靖太倉州志』卷三 兵防 平海事蹟「山人陸之裘庚子紀事〔割注〕□來邵兇半降募、提兵過市同饑焉。」
- (58) 『明文海』卷三八〇 平沙事略記「賊既至海上、募習知海道者、優人陳熙應。陳熙者、以其業往來三沙、賊所狎也。密受湯指、先投於宋、會宋疽背、不同蕃、良策應、乘間反覆、疑之。令其要良議事、刺於坐上、持首與熙來奔自贖。」
- (59) 湯慶は謀殺された黄良の屍體の皮を剥いて軍鼓を作らせたという。唐順之「荆川集」卷三「海上凱歌贈湯將軍九首」に、「五千長戟下淮邳、自是沙洲命盡時。將軍慾置平戎鼓、須借鯨鯢腹下皮。」の作があり、注に「湯侯以渠賊王良皮製鼓」と記される。
- (60) 『平海事蹟』によれば、早々に投降した宋高・王武の處分は僻地への充軍にとどまったようである。
- (61) 『嘉靖太倉州志』卷三 兵防 平海事蹟「山人陸之裘庚子紀事〔割注〕海濱者豪利兼取、逞技謀詐官府前。喜功憂變守臣職、撫召不聽心煩煎。」
- (62) 『崇禎太倉州志』卷二 海軍志「三十一年、倭掠沿海。是年秋、海上報倭船。一在吳淞所、一七鴉口、一崇明沙。人不滿百、饑且困。在吳淞所者、殺百戶馮舉、宗元。我兵獲二賊、乃中國亡人。……〔中略〕……在七鴉者、爲居民楊氏所執、凡十餘人、婦女四、五、差得真倭。在崇明者、有巡簡給之曰、「葉爾兵、則與爾船！」賊投刀海中。獲二十餘、自言、「船主龔十八與倭通販、逢惡風飄入朝鮮。朝鮮人襲之、死戰脫、風便七日至此、本非爲寇。」既知官兵易走、乃有輕我意。」
- (63) 『世宗實錄』卷三八九 嘉靖三十二年九月戊戌。
『日本一鑑』「窮河話海下・海市」。
- (64) 『明宗實錄』卷一三七年五月辛亥。
- (65) 高橋公明「二六世紀中期の荒唐船と朝鮮の對應」(田中健夫編『前近代の日本と東アジア』吉川弘文館 一九九五)。
- (66) 『萬曆嘉定縣志』卷一五「兵防考上」、「康熙崇明縣志」卷五「武備」。
- (67) ここで名指して批判される浙江省黃巖縣の禮部尚書黃綰は、浙江巡撫朱軾が在世中の嘉靖二八年の時點で『騷餘雜集』に序文を寄せており、彼の海禁政策を支持する立場を表明している。嘉靖三一年に黃巖縣が「倭寇」の掠奪を被ったことは、當時一般にその來襲を象徴する事件として知られていた。
- (68) 『籌海圖編』卷五「浙江倭變記」。
- (69) 林仁川「明末清初私人海上貿易」第四章(福建師範大學出版社 一九八七)。
- (70) 『籌海圖編』卷九「擒獲王直」、無名氏「海寇後編」(袁斐輯『金聲玉振集』所收)。
- (71) 『江南經略』卷八「雜著」水操法論「……曾嘗憶少時聞鄉老奚秋蟾云、吾昔爲醫生、隨太倉衛官勦鈕東山、直追之廣東之東南大洋、又去幾千里、歷五越月、備知夫海船利弊。」
- (72) 明代の江南と福建廣東方面の交通については、范金民「明清時期江南與福建廣東的經濟聯繫」(『福建師範大學學報』二〇〇四(一))が詳しい。また、藤井宏「新安商人の研究(二)」(『東洋學報』三六―二一九五三)も、王直の活動を徽州商人の海外發展

と見る。

- (75) 『崇禎太倉州志』卷一「海軍志・使日本針路」。これはおそらく『籌海圖編』卷二「太倉使往日本針路」から轉載したものである。『籌海圖編』は、その典據として『渡海方程』及び『海道針經』という書名を擧げているが、兩書とも書物としての傳世は確認できない。

- (76) 『康熙崇明縣志』卷三「戶口」、卷五「宦蹟」。

- (77) 陸容『菽園雜記』卷一三「石首魚、四五月有之。浙東溫、台、寧波近海之民、歲駕船出海、直抵金山、太倉近處網之。蓋此處、太湖淡水東注、魚皆聚之、他如健跳、千戶所等處、固有之、不如此之多也。金山、太倉近海之民、僅取以供時新耳。溫、台、寧波之民、取以爲餚、又取其膠、用廣而利博。豫嘗謂、瀕海以魚鹽爲利、使一切禁之、誠非所便。但今日之利、皆勢力之家專之、貧民不過得其受雇之直耳。其船出海得魚而還則已、否則遇有魚之船、勢可奪、則盡殺其人而奪之、此又不可不禁者也。若私通外蕃、以啓邊患、如閩廣之弊、則無之。其採取淡菜、龜脚、鹿角菜之類、非至日本相近山島、則不可得、或有啓患之理。此固職巡徵者、所當知也。」

- (78) 『式齋先生文集』卷三三「浙藩文稿下 封事」。

- (79) 『江南經略』卷八「黃魚船議一」「自倭變後、當道慮倭僞充漁人、擄漁舟混入、且執縛漁人爲引導之計、執鎖漁船爲暫備之資、又有賊因兵船追擊、逼入內地者有之。有賊船趕漁船、乘勢混入內港者有之。莫之能辨、遂禁止採捕、莫敢開端。」

- (80) 『世經堂集』卷三三「復張半洲總督一」「聞蘇松濱海小民、頗與賊往來貿易、賊因而賄之、使爲耳目、故我之動靜、賊無不知者。夫使賊深溝高壘、絕不與我相通、我則無可奈何矣。今既與吾民往來無間、彼能用吾民、吾顧不知用之、何耶？濱海大家、久已搬入城中、凡居海上者、皆其佃戶家人、若郡縣肯留心、就大家中訪求豪

杰、深結而厚勞之、使通其佃戶家人以爲我用、不惟可得賊情、亦可使爲內應也。」

- (81) 『籌海圖編』や『江南經略』にはしばしば「三沙賊」という呼稱が現れる。崇明は「倭寇」の根據地の一つとされ、従つてまともや激戦地となる運命にあつた。唐順之『新刊荆川先生外集』卷二「三沙報捷疏」等もあわせて参照のこと。

- (82) 『世經堂集』卷三三「與周石崖撫院一」「沙民本能殺賊、但爲前此供給不足、賞罰不明、故縱賊不殺、或反爲賊用。今若優以養之、費、重以賞之、格、資以器械、結以恩信、必當得力。至於鄉民斬獲賊級、即時行賞、毋使吏胥刁措侵漁、則明信之下、亦必競奮。任兵憲、素爲士民所信服、專以任之、可也。」

- (83) 『江南經略』卷八「沙船論二」「或問、捕盜者、沙船也。爲盜者、亦沙船也。海寇生發之時少、平靖之時多、沙船可無設歟。曰、不然。海中諸沙、地廣而糧輕、太倉、嘉定、崇明、常熟諸大家別業在焉、居民室廬在焉、其所以往來出入者、沙船也、何可廢耶？曰、使其爲盜也、奈何？曰、魚鹽蘆葦、乃天生自然之利也、利之所在、民必趨之。方其販載之時、未有爲盜者也、空船回洋、始行劫耳。若因其劫、併其採捕之業而禁之、有是理哉！」

- (84) こうした人々は、本稿が題材とした明代の江南に特有の存在ではない。いわゆる「裏社會」というテーマは、その學問的な意義が問われる以前に、多くの人々にとって盡きせぬ興味關心の對象であり續けてきた。そこに生きる人々の秘めいた生態、その資金調達のカラクリ、表社會の法秩序とは別個の體系をなす闇の掟、組織や權力に屈しないハードボイルドな人生觀等々、さまざまな側面から拈り出された虚實ともごもの言説が、憶測や誇張を交えながら確たる根據もなまに現在でも世上に溢れている。一般的に、中央集權的官僚制による一元的な統治機構を特徴とする帝政中國は、日本史やヨーロッパ史に見られるような、あいまいで

弱小な公権力の下に強大な私権のせめぎあいを展開する「中世社會」とは別個の社會類型に屬すると考えられがちである。しかし、當然のことながら、中國社會において法的秩序を逸脱しながら自己の生存を切り開いてゆく「私権」と呼ぶべきものが存在しなかったわけではないし、それは實際、官僚機構という法理上の公共空間に人々の生活の場としての命を與える、いわばその血肉として、中國社會の歴史的展開の原動力であり續けてきた。中國史における任侠的な習俗が、漢代の社會秩序の構築に果たした不可缺の役割を強調する、増淵龍夫『中國古代の社會と國家——秦漢帝國成立過程の社會史的研究』（初版：弘文堂 一九六〇）は、こうしたテーマに社會科學的分析を導入した古典的研究としてよく知られている。時に國家權力に對する反抗者として、また時にその實質的な擔い手として、時代を超えて生き續けた中國史上の「盜賊」たちについて、これがあるべき社會秩序から逸脱した非合法的な存在と見るか、それとも專制國家の外皮に隠れた中國社會の本

附記

來的形態と見るか、あるいは國家と社會との關係を媒介する中國的中間團體と見るか、はたまたそんなものは權力が人民を支配するためにでっちあげた虚像に過ぎず、實際には大半が根も葉もない作り事であるか、おそらくは立場によって多様な見解が成立しうるに違いない。「反社會」の代名詞でもある「盜賊」とは、ある特定の體制秩序に對するネガのようなものである。中國社會の理論的把握に「究極の結論」が成立しがたいように、山林に、草原に、沼澤に、そして江海に跋扈する「盜賊」たちの位置づけについて、これからも議論が盡きることはないであろう。

本稿は文部科學省特定領域研究「東アジアの海域交流と日本傳統文化の形成」による研究成果の一部である。

between Huizong and Cai You. That's because Cai Jing as Prime Minister could not enter the Forbidden Palace and participate in issuing the Imperial Edicts from the Emperor Himself, but Cai You as Xuanhedian Xueshi could. Cai You was one of the most influential officials in the last decade of the Northern Song. When we study the political history during Huizong's reign, we have to pay more attention to the political role of Xuanhedian as well as of Cai You.

The Tōhō Gakuhō Journal of Oriental Studies (Kyoto) No. 81 (2007) 69 ~ 135

From Water-side Bandits to “*Japanese Pirates*”: Another Pre-History of the *Jiajing Wokou* 嘉靖倭寇

Takeshi YAMASAKI

It is well known that the “*Japanese pirates*” during Ming dynasty, the *Wokou* 倭寇, included not only Japanese, but even larger numbers of Chinese, who resided along the southeast coast of China. It is also widely believed in Japan as well as in China that the piracy represented a righteous protest against the prohibition against overseas trade, *haijin* 海禁. However, the violent plunder and massacres should not be explained as the principled stand of sea-traders, most of whom were only interested in the profits to be gained through smuggling, which was possible through cooperation with local Chinese governments rather than waging devastating campaigns against them.

The origins of “Japanese Piracy of the Jiajing period” (*Jiajing Wokou*) must be sought in local traditions of collective violence. The *Jiajing Gazetteer of Taicang*, *Taicang zhouzhi* 太倉州志 contains detailed information regarding the frequent occurrence of banditry and armed conflicts in the Yangzi River estuary region; these accounts provide clear evidence for a well-established pattern of bloody feuds and fights involving fishermen, salt-brokers, gangsters and government officials before the *Wokou* Campaign. In the Yangzi River estuary region, imperial Ming government's rule was deeply compromised by the collusion of local and provincial officials

with autonomous sea-nomads, who eventually joined in the Wokou rebellions and comprised a sizeable proportion of the *“Japanese Pirates.”*

The Tōhō Gakuhō Journal of Oriental Studies (Kyoto) No. 81 (2007) 258 ~ 191

Historical Investigations on the Dynamism of Land Reformation by the CPC Central Committee: 1946-1948

Guisong YANG

What were the reasons of the “May 4th Instructions” formed in 1946? Why was the CPC Central Committee further considered more moderate policy to buy land to solve the land problem after a few months time? Why was Liu Shaoqi suddenly turned fierce policy of land reform in April 1947? Why did Mao Zedong which insisted that the movement of peasants must break with landowners, interfered with Liu Shaoqi for the agrarian reform, will twist the violent land reform movement to back the land reform a relatively moderate line in the 1948? This series of dramatic policy changes and adjustments apart from the historical memory under the dominant ideology of the Party and with the KMT relations at that time, are right or not, to a large extent, depends on the true extent of the information.